



# 東松島市

## 高齢者福祉計画

### 第9期介護保険事業計画



HigashiMatsushima

SDGs未来都市 東松島市



令和6年(2024年)3月

東松島市

## はじめに



近年、全国的に少子高齢化が急速に進展し、本市においても高齢者人口は年々増加傾向が続いており、令和4年度では11,900人を超え、さらに、令和5年度以降は、後期高齢者数が前期高齢者数を上回る状況が続くと見込んでおります。

また、介護保険の要支援・要介護の認定率も令和22年度まで上昇傾向で推移することから、認知症高齢者数等支援を必要とする方が増加していくと予想しております。

このような状況の中、本市では、平成29年度に「自分らしく暮らし続けられるまち東松島」を基本理念とした「東松島市医療福祉サービス復興再生ビジョン」を策定し、これまで、すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく安心して生活ができるよう「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の強化を推進しております。

今回策定した「東松島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」においても、「地域の輪をつなぎ、育てる 支え合いのまちづくり」を基本理念に、更なる地域包括ケアシステムの充実・深化を図り、「地域共生社会」の実現を目指すこととしていることから、市民の皆様をはじめ、事業者、関係団体の皆様との連携や協働は欠かせないものとなりますので、今後ともなお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました「東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいたすべての関係皆様から心から感謝申し上げます。

令和6年3月

東松島市長 渥美 巖

# 目次

<b>第Ⅰ部 総論</b> .....	1
<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
5 日常生活圏域の設定.....	6
6 計画の周知.....	7
7 計画の進行管理・評価・見直し.....	7
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b> .....	8
1 高齢者人口の現状と推計.....	8
2 高齢者世帯の状況.....	9
3 要支援・要介護認定者の現状と推計.....	10
4 第8期介護保険サービスの利用状況.....	11
5 見える化システムによる分析結果（医療圏）.....	15
6 アンケート調査結果の概要.....	22
7 第8期福祉施策の取組み状況（令和3年度、4年度分）.....	24
8 本市における高齢者施策・事業の課題.....	29
<b>第3章 計画の基本的考え方</b> .....	30
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 基本目標の実現に向けた地域包括ケアシステムの全体像.....	32
<b>第Ⅱ部 基本施策の推進</b> .....	35
<b>各論1 自分らしい生活の実現を支える、地域ぐるみの支援体制の充実</b> .....	37
1 自分らしい生き方を支えるための環境整備.....	37
2 家族介護者支援の充実.....	38
3 ライフスタイルに適した住まいの確保支援.....	40
<b>各論2 多職種の連携による、切れ目のない医療・介護サービスの充実</b> .....	42
1 医療・介護サービスの円滑な連携のための体制整備.....	42
2 医療・介護サービス資源の確保.....	44
3 在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発、相談機能の強化.....	47
<b>各論3 本人や家族が安心して生活を継続できる、認知症支援体制の充実</b> .....	49
1 認知症予防の取組みの促進.....	49
2 認知症の初期からの支援体制の整備.....	50
3 認知症の人と家族の日常生活を支援する仕組みの充実.....	51
<b>各論4 住民の自主的な、健康づくり・介護予防活動の促進</b> .....	54
1 健康づくり・介護予防の推進.....	54
2 地域における健康づくり・介護予防の拠点づくり.....	57

<b>各論5 住民同士の絆を基に、安心して暮らし続けられる「共生型社会」の充実・進化</b>	62
1 地域住民による支え合い、多様な生活サービスの充実	62
2 生活支援サービスのコーディネート機能の充実	65
<b>第Ⅲ部 介護保険サービス事業量等の見込み</b>	67
<b>第1章 事業量等見込みの基礎的事項</b>	69
1 事業量等見込みの考え方と流れ	69
2 介護保険サービス事業量設定に当たっての基本的な考え方	70
<b>第2章 介護保険サービスの事業量・事業費の見込み</b>	71
1 居宅介護サービス事業量の見込み	71
2 地域密着型サービス事業量の見込み	78
3 施設サービス事業量の見込み	81
4 介護（予防）給付費の見込み	82
<b>第3章 地域支援事業の事業量・事業費の見込み</b>	84
1 地域支援事業の事業量設定に当たっての基本的な考え方	84
2 地域支援事業の事業量の見込み	85
3 地域支援事業の事業費の見込み	88
<b>第4章 介護保険料の設定</b>	89
1 標準給付費見込額の算出	89
2 第9期計画期間保険料の算出	90
3 各所得段階別の年間保険料	91
<b>資料編</b>	93
1 東松島市附属機関設置条例	95
2 東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会に関する管理運営規則	97
3 東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会委員名簿	98
3 計画の策定経過	99



# 第 I 部 総 論



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、平成20年10月の1億2,808万人が増加のピークとなり、令和5年10月で約1億2,434万人となっており、人口減少が続いています。一方で、65歳以上の高齢者人口は前年同月に比べ約4万人減少し、3,622万人、高齢化率は0.1ポイント増加し29.1%となっています。

今後も人口減少が続き、ますます高齢化が進むことが予測される中、介護保険制度が平成12年に創設されてから20年以上が経過し、現在は介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきた制度の安定的・持続的運営が課題となっています。

本市においても令和5年10月現在の高齢化率は30.9%であり、人口の3割以上が高齢者という状況となっています。超高齢社会に突入した中で、平均寿命、健康寿命は伸長し、元気な高齢者が増え、地域活動の主な担い手となっており、今後もますますその役割が期待されています。一方、家族形態の多様化や社会環境の複雑化、近隣関係の希薄化等を背景に、高齢者やその家族が抱える困難な課題が複雑化、複合化してきており、地域社会全体で支え合っていく必要があります。

国では、平成27年から団塊の世代全員が後期高齢者となる令和7年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築をはじめ、法制度の改正を続けながら、高齢者福祉、高齢者の生活環境の改善、介護保険サービス提供体制の推進、維持、改善を進めてきており、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、見直しを進めてきました。また、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する令和22年度（2040年度）、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年度（2050年度）を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、福祉・介護・医療を中心とした市の高齢者施策を定めることが求められています。

こうした背景のもと、現在の第8期計画最終年度が令和5年度となっていることから、本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とするとともに、令和22年度（2040年度）や令和32年度（2050年度）を視野に入れた「東松島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

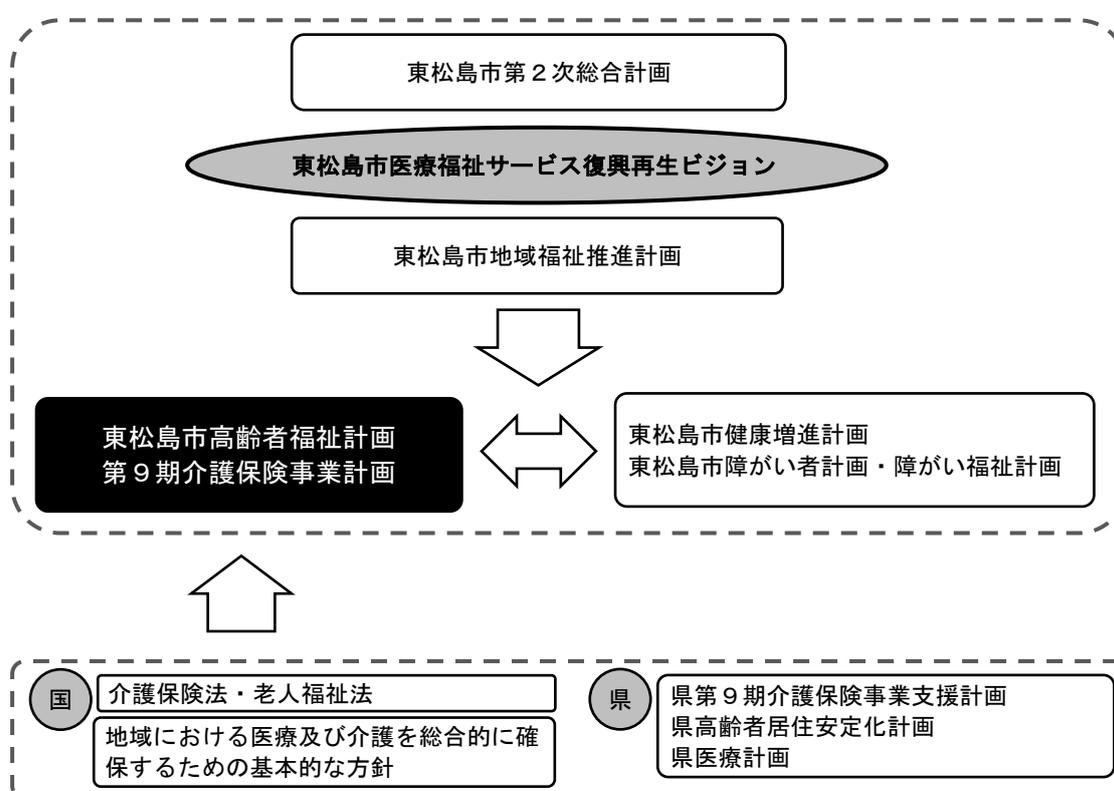
## 2 計画の位置づけ

### (1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第 117 条に基づき市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定するものです。

### (2) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である東松島市総合計画の部門別計画として位置づけ、国及び県の指針や計画を踏まえた上で、市の諸計画との整合性を図りながら策定するものです。また、平成 29 年 3 月に策定した「東松島市医療福祉サービス復興再生ビジョン」において、令和 8 年度までの 10 年間の本市の地域包括ケアシステムのあり方の方向性を定めており、その具体化に向けた計画として位置づけるものとします。

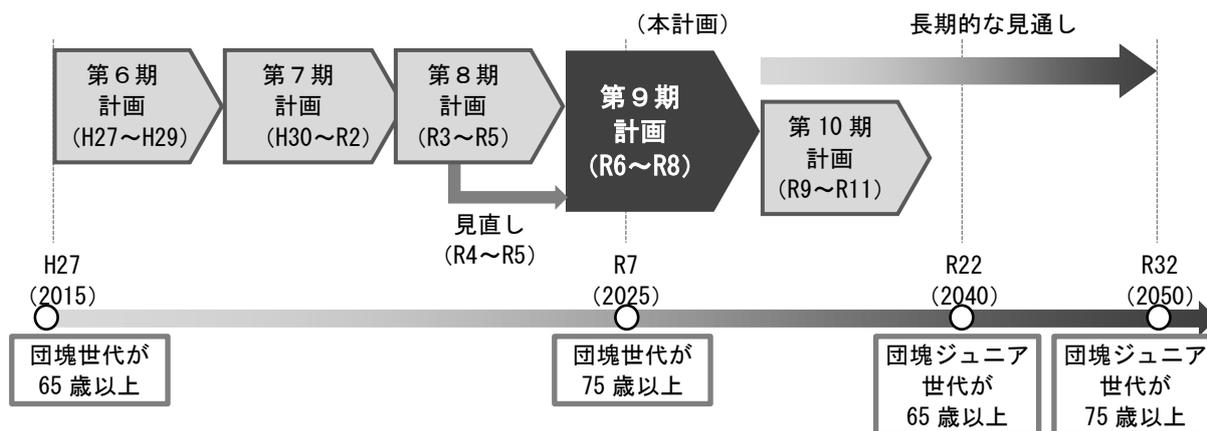


### 3 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

地域包括ケアシステムの強化を進めていく計画の中間段階として、その基礎づくりを進めてきた第8期の計画を引き継ぎ、本計画ではこれまでの取組みを強化・推進していきます。

なお、高齢者施策や介護保険事業計画は今後も続くものであることから、長期的な目標として団塊ジュニア世代（昭和46年から昭和49年生まれ）が高齢者となる令和22年度（2040年度）、後期高齢者となる令和32年度（2050年度）を視野に入れた計画とします。



### 4 計画の策定体制

計画の策定体制と各主体の役割は以下のとおりです。

#### (1) 東松島市

計画策定の事務局機能及び庁内調整を行いました。

#### (2) 東松島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会

市長の諮問を受け、計画全般にわたって検討を行いました。

#### (3) 市民、関係団体、有識者等

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」によるアンケート、市民へのパブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって意見をいただきました。

## 5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実情に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

具体的な圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して行うこととされています。

現在、本市では、合併前の旧矢本町を東部地域、中部地域の2地域に分け、旧鳴瀬町を西部地域とした3圏域としており、本計画においてもこれまでどおり、3圏域で進めていきます。



## 6 計画の周知

計画を推進していくためには、市民に計画の内容を理解していただくことが第一歩となります。そのため、市の広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、市の福祉サービスなどの内容に関する情報提供に努めます。

## 7 計画の進行管理・評価・見直し

計画の推進に当たっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、東松島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会を中心に事業の実施状況の点検、改善を図るほか、各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。

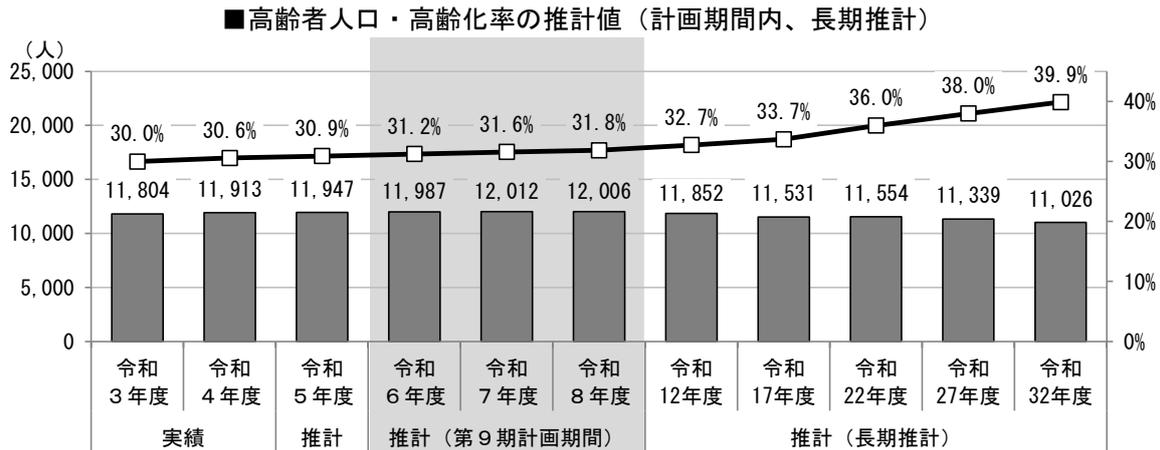
なお、本計画の策定に当たっては、令和8年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第10期計画に反映させます。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 高齢者人口の現状と推計

高齢者人口は、これまで続いてきた増加傾向が、令和7年度をピークに減少に転じると見込まれ、計画期間最終年度の令和8年度には12,006人になる見込みで、令和3年度と比較すると、202人（1.7%）の増加となります。

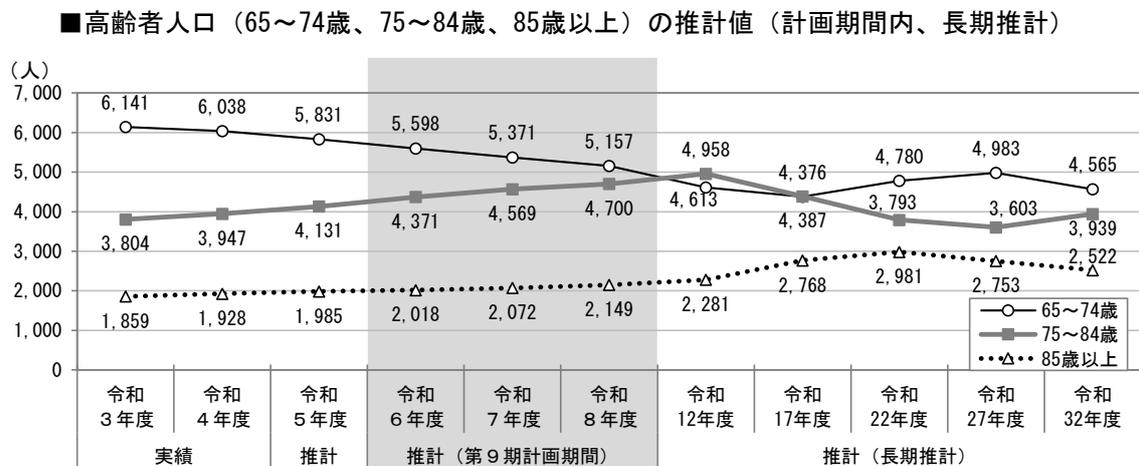
なお、高齢者人口の減少と比較して総人口の減少が大きいことから、高齢化率の上昇は今後も続き、令和8年度には31.8%、令和32年度には39.9%になる見込みです。



資料：住民基本台帳、住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による算出

高齢者を「65～74歳」、「75～84歳」、「85歳以上」で3区分すると、令和8年度までは、「65～74歳」の減少、「75～84歳」、「85歳以上」の増加が続くとみられ、それぞれ、5,157人、4,700人、2,149人になる見込みです。

なお、この傾向は令和12年度まで続くものの、団塊の世代が85歳以上に到達する令和17年度から令和22年度には「75～84歳」の減少及び「85歳以上」の増加、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度から令和27年度には「65～74歳」は増加する見込みです。



資料：住民基本台帳、住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による算出

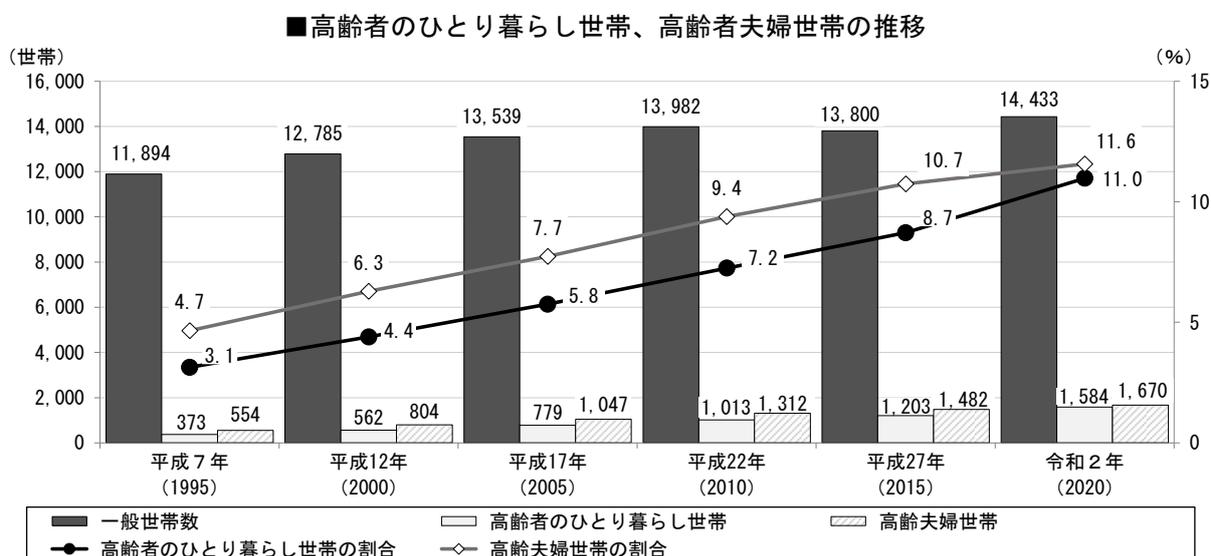
## 2 高齢者世帯の状況

平成7年（1995年）以降の国勢調査における本市の総世帯数の推移をみると、増加傾向が続いており、平成27年（2015年）に減少に転じましたが、令和2年（2020年）には再び増加して14,433世帯となっています。

なお、高齢者のひとり暮らし世帯の推移をみると、増加傾向が続いており、平成7年（1995年）の373世帯から令和2年（2020年）の1,584世帯へと25年間で1,211世帯（324.7%）増加しています。

高齢者のひとり暮らし世帯の割合も上昇傾向が続き、令和2年（2020年）には11.0%となっています。さらに、高齢夫婦世帯の推移も同様に増加傾向が続いており、平成7年（1995年）の554世帯から令和2年（2020年）の1,670世帯へと25年間で1,116世帯（201.4%）増加しています。

高齢夫婦世帯の割合も上昇傾向が続いており、令和2年（2020年）には11.6%となっています。



資料：国勢調査

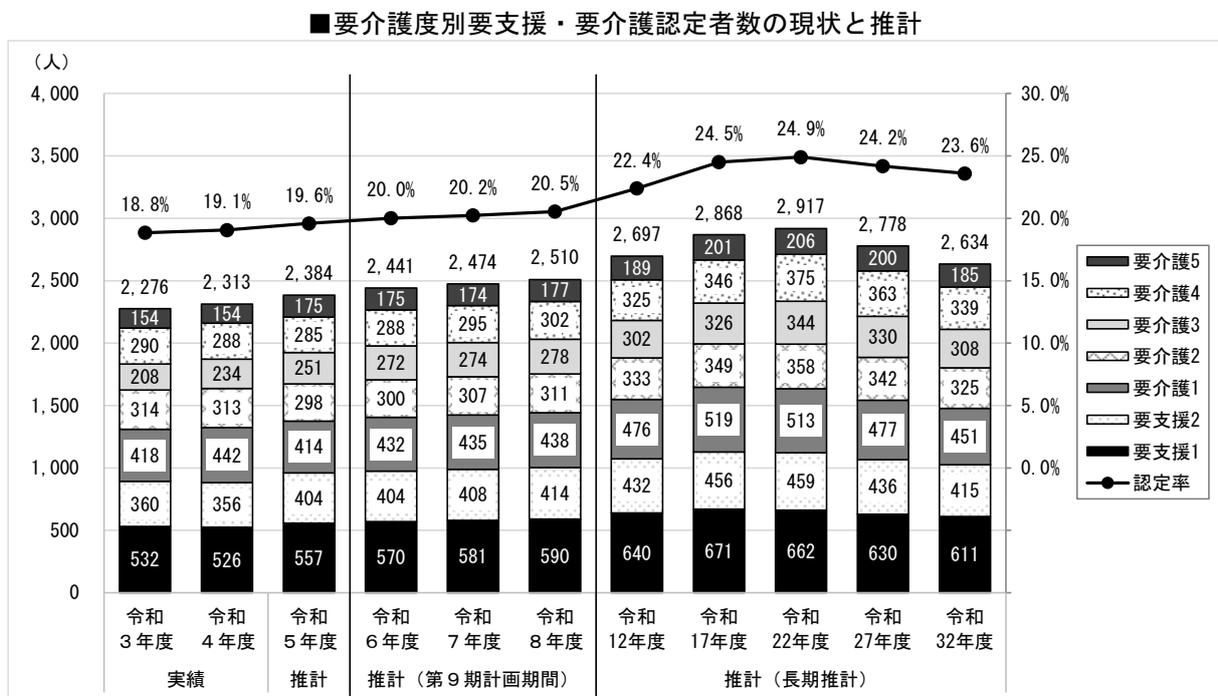
### 3 要支援・要介護認定者の現状と推計

要支援・要介護認定者数は、これまで続いてきた増加傾向が本計画期間内は続くことが見込まれ、令和8年度には2,510人になる見込みです。この傾向は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度まで続き、2,917人まで増加したのち、85歳以上人口の推移に合わせて減少する見込みです。

本計画期間内の推移を要介護度別でみると、要介護2は314人から311人に減少する見込みですが、その他の要介護度では増加することが見込まれ、特に要介護3では208人から278人へと70人増加する見込みです。

要支援・要介護認定者数の増加とともに認定率（被保険者、認定者ともに第1号のみで算出）は上昇することが見込まれ、令和6年度には20%台に乗り、令和8年度には20.5%になる見込みです。

なお、令和22年度には24.9%となりピークを迎え、その後は低下する見込みです。



資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）、地域包括ケア「見える化」システム推計値

## 4 第8期介護保険サービスの利用状況

### (1) サービス利用者数

#### ①施設サービス

施設サービス利用者数について、全体的に令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回り、それぞれ105.9%、104.6%となっています。また、令和5年度も同様に計画値を上回るとみられ、計画値の105.1%となる見込みです。

このうち、「介護老人福祉施設」及び「介護老人保健施設」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回る実績値となっており、令和5年度も計画値を上回る見込みです。なお、利用者数は令和3年度から令和4年度にかけて減少していますが、令和5年度には増加する見込みです。

#### ②居住系サービス

居住系サービス利用者数について、全体では令和3年度は計画値を上回る実績値となっていますが、令和4年度に利用者数が減少し、それぞれ111.7%、97.5%となっています。なお、令和5年度も計画値を下回るとみられ、計画値の97.4%となる見込みです。

このうち、「特定施設入居者生活介護」については、令和4年度に利用者数が減少しましたが、令和3年度、令和4年度ともに大幅に計画値を上回り、それぞれ171.6%、130.6%となっています。なお、令和5年度には利用者数がさらに減少するとみられ、計画値の116.7%となる見込みです。

また、「認知症対応型共同生活介護」については、令和4年度は前年度から計画値の人数が増えましたが、計画値より低い伸びとなっており、令和5年度も計画値を下回る見込みです。

#### ③在宅サービス

在宅サービスの利用者数について、令和3年度、令和4年度ともに計画値を10%以上上回るサービスは、「通所介護」と「住宅改修」、「認知症対応型通所介護」の3サービスとなっています。また、2か年とも計画値を10%以上下回るサービスは、「訪問リハビリテーション」、「地域密着型通所介護」、「短期入所療養介護（老健）」、「特定福祉用具販売」、「小規模多機能型居宅介護」の5サービスとなっています。なお、令和5年度には「住宅改修」と「認知症対応型通所介護」の2サービスで計画値を10%以上上回ることが見込まれ、「訪問入浴介護」と「訪問リハビリテーション」、「地域密着型通所介護」、「特定福祉用具販売」、「小規模多機能型居宅介護」の5サービスで計画値を10%以上下回ることが見込まれます。

なお、「短期入所生活介護」では、令和3年度はほぼ計画値どおりとなっていますが、令和4年度に利用者数が減少し、98.5%と計画値を下回っており、令和5年度にはさらに低下して90.6%となる見込みです。

■第8期利用者実績

		実績値（単位：人）			計画値（単位：人）			対計画比 (実績値/計画値)		
		R3	R4	R5 (見込み)	R3	R4	R5	R3	R4	R5
施設サービス	小計	3,863	3,816	4,200	3,648	3,648	3,996	105.9%	104.6%	105.1%
	介護老人福祉施設	1,941	1,924	2,112	1,812	1,812	1,812	107.1%	106.2%	116.6%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	348	-	-	-
	介護老人保健施設	1,896	1,861	2,064	1,836	1,836	1,836	103.3%	101.4%	112.4%
	介護医療院	26	31	24	0	0	0	-	-	-
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	-	-	-
居住系サービス	小計	965	889	888	864	912	912	111.7%	97.5%	97.4%
	特定施設入居者生活介護	453	376	336	264	288	288	171.6%	130.6%	116.7%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	512	513	552	600	624	624	85.3%	82.2%	88.5%
在宅サービス	訪問介護	2,939	3,004	3,000	2,808	2,820	2,904	104.7%	106.5%	103.3%
	訪問入浴介護	535	531	480	564	552	576	94.9%	96.2%	83.3%
	訪問看護	2,529	2,654	2,712	2,532	2,580	2,652	99.9%	102.9%	102.3%
	訪問リハビリテーション	955	853	756	1,092	1,104	1,128	87.5%	77.3%	67.0%
	居宅療養管理指導	2,302	2,166	2,244	2,316	2,388	2,460	99.4%	90.7%	91.2%
	通所介護	4,395	4,548	4,320	3,936	4,068	4,056	111.7%	111.8%	106.5%
	地域密着型通所介護	1,494	1,464	1,584	1,728	1,776	1,812	86.5%	82.4%	87.4%
	通所リハビリテーション	1,893	2,079	2,292	2,220	2,304	2,352	85.3%	90.2%	97.4%
	短期入所生活介護	1,355	1,348	1,272	1,344	1,368	1,404	100.8%	98.5%	90.6%
	短期入所療養介護(老健)	69	77	180	168	180	180	41.1%	42.8%	100.0%
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	福祉用具貸与	9,510	10,270	10,500	10,836	11,196	11,604	87.8%	91.7%	90.5%
	特定福祉用具販売	172	211	192	324	324	336	53.1%	65.1%	57.1%
	住宅改修	134	121	180	96	96	96	139.6%	126.0%	187.5%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	認知症対応型通所介護	251	258	348	216	228	228	116.2%	113.2%	152.6%
	小規模多機能型居宅介護	664	715	720	1,068	1,068	1,068	62.2%	66.9%	67.4%
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	13,525	14,405	14,820	14,484	14,940	15,432	93.4%	96.4%	96.0%	

## (2) 給付費

総給付費は、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ97.2%、96.4%となっています。

しかし、令和5年度は計画値を上回るとみられ、計画値の102.0%となる見込みです。

### ①施設サービス

施設サービスの給付費について、全体的に令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回り、それぞれ107.2%、107.5%となっています。また、令和5年度にも計画値を上回るとみられ、計画値の119.7%となる見込みです。

このうち、「介護老人福祉施設」については、令和4年度に利用者数が減少しましたが、1人当たりの単価が上がり、実績値は前年度より増加しています。なお、令和5年度には利用者数が増加する傾向がみられることから、給付費も増加する見込みです。

「介護老人保健施設」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回り、それぞれ105.0%、103.9%となっており、令和5年度には計画値の118.1%となる見込みです。

### ②居住系サービス

居住系サービスの給付費について、全体では令和3年度は計画値を上回る実績値となっていますが、令和4年度は計画値を下回り、それぞれ104.4%、96.0%となっています。なお、令和5年度も計画値を下回るとみられ、計画値の98.8%となる見込みです。

このうち、「特定施設入居者生活介護」については、令和4年度に利用者数が減少しましたが、令和3年度、令和4年度ともに計画値を大幅に上回り、それぞれ178.3%、138.0%となっています。なお、令和5年度も利用者数の減少とともに給付費が減少するとみられますが、計画値の124.1%なる見込みです。

また、「認知症対応型共同生活介護」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ85.1%、84.7%となっており、令和5年度も計画値を下回るとみられ、計画値の92.0%になる見込みです。

### ③在宅サービス

在宅サービスの給付費について、全体では令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ90.7%、90.4%となっています。また、令和5年度も計画値を下回るとみられ、計画値の92.8%となる見込みです。

計画値を令和3年度、令和4年度ともに10%以上上回るサービスは、「認知症対応型通所介護」のみとなっています。また、2か年とも計画値を10%以上下回るサービスは、「訪問リハビリテーション」と「地域密着型通所介護」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護（老健）」、「特定福祉用具販売」、「小規模多機能型居宅介護」の6サービスとなっています。なお、令和5年度には「短期入所療養介護（老健）」と「住宅改修」、「認知症対応型通所介護」の3サービスで計画値を10%以上上回ることが見込まれ、「訪問入浴介護」と「訪問リハビリテーション」、「地域密着型通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定福祉用具販売」、「小規模多機能型居宅介護」の6サービスで計画値を10%以上下回ることが見込まれます。

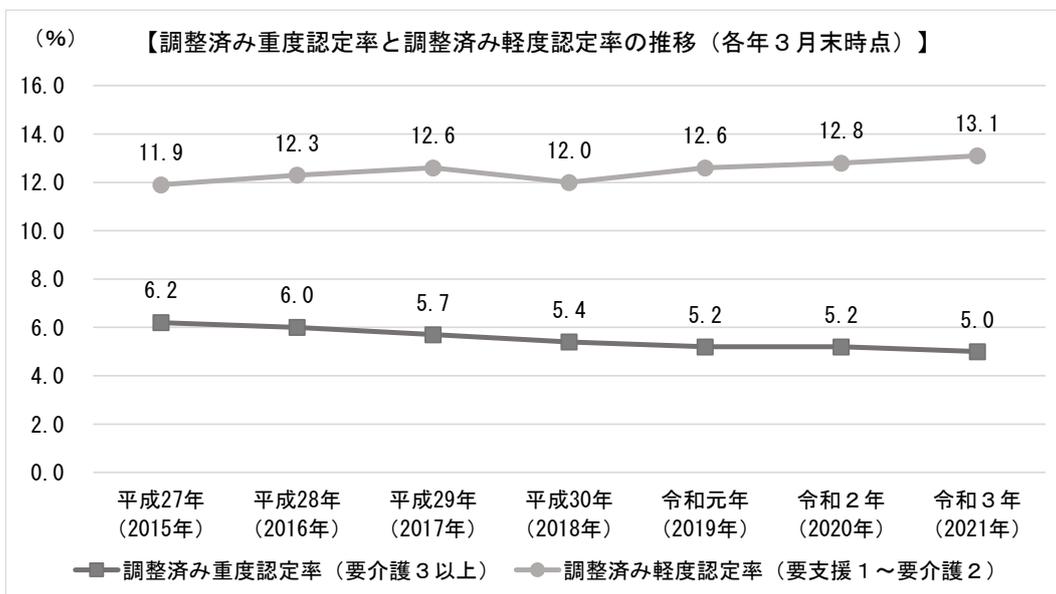
■第8期給付費実績

	実績値（単位：円）			計画値（単位：円）			対計画比 (実績値/計画値)			
	R3	R4	R5（見込み）	R3	R4	R5	R3	R4	R5	
施設サービス	小計	1,029,486,492	1,033,291,606	1,150,606,848	960,721,000	961,255,000	961,255,000	107.2%	107.5%	119.7%
	介護老人福祉施設	498,766,236	505,278,539	553,944,528	463,389,000	463,647,000	463,647,000	107.6%	109.0%	119.5%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	介護老人保健施設	522,109,209	517,126,496	587,516,904	497,332,000	497,608,000	497,608,000	105.0%	103.9%	118.1%
	介護医療院	8,611,047	10,886,571	9,145,416	0	0	0	-	-	-
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	居住系サービス	小計	197,757,759	190,322,570	195,859,320	189,511,000	198,186,000	198,186,000	104.4%	96.0%
特定施設入居者生活介護		69,902,846	58,064,295	52,193,592	39,212,000	42,071,000	42,071,000	178.3%	138.0%	124.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0	-	-	-
認知症対応型共同生活介護		127,854,913	132,258,275	143,665,728	150,299,000	156,115,000	156,115,000	85.1%	84.7%	92.0%
在宅サービス	小計	1,551,963,099	1,585,267,078	1,652,700,415	1,710,427,000	1,753,540,000	1,781,278,000	90.7%	90.4%	92.8%
	訪問介護	223,485,924	217,078,194	226,091,669	230,266,000	230,899,000	236,650,000	97.1%	94.0%	95.5%
	訪問入浴介護	33,974,892	30,181,834	27,514,032	35,110,000	35,167,000	36,729,000	96.8%	85.8%	74.9%
	訪問看護	74,569,038	79,327,629	80,753,496	78,444,000	78,571,000	80,663,000	95.1%	101.0%	100.1%
	訪問リハビリテーション	26,493,679	24,994,445	24,081,905	34,740,000	35,013,000	35,771,000	76.3%	71.4%	67.3%
	居宅療養管理指導	15,765,496	14,900,419	16,084,932	15,611,000	16,114,000	16,598,000	101.0%	92.5%	96.9%
	通所介護	393,409,612	392,042,017	380,265,772	352,017,000	374,769,000	372,164,000	111.8%	104.6%	102.2%
	地域密着型通所介護	159,855,075	157,912,986	173,845,534	209,915,000	212,932,000	216,638,000	76.2%	74.2%	80.2%
	通所リハビリテーション	90,442,606	97,697,169	106,689,164	92,326,000	96,617,000	97,701,000	98.0%	101.1%	109.2%
	短期入所生活介護	111,147,241	118,947,056	123,179,822	133,349,000	136,288,000	140,695,000	83.4%	87.3%	87.6%
	短期入所療養介護（老健）	3,943,548	4,254,383	13,939,339	8,624,000	9,190,000	9,190,000	45.7%	46.3%	151.7%
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	福祉用具貸与	104,400,507	113,129,495	119,059,908	114,961,000	118,274,000	122,598,000	90.8%	95.7%	97.1%
	特定福祉用具販売	5,650,849	6,992,024	7,260,636	9,464,000	9,464,000	9,810,000	59.7%	73.9%	74.0%
	住宅改修	12,353,967	10,429,974	18,802,704	9,844,000	9,844,000	9,844,000	125.5%	106.0%	191.0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	認知症対応型通所介護	19,116,156	19,094,195	29,993,234	14,992,000	15,528,000	15,542,000	127.5%	123.0%	193.0%
	小規模多機能型居宅介護	116,149,399	128,926,539	132,977,436	206,186,000	206,300,000	206,300,000	56.3%	62.5%	64.5%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-	
介護予防支援・居宅介護支援	161,205,110	169,358,719	172,160,832	164,578,000	168,570,000	174,385,000	98.0%	100.5%	98.7%	
総給付費	2,779,207,350	2,808,881,254	2,999,166,583	2,860,659,000	2,912,981,000	2,940,719,000	97.2%	96.4%	102.0%	

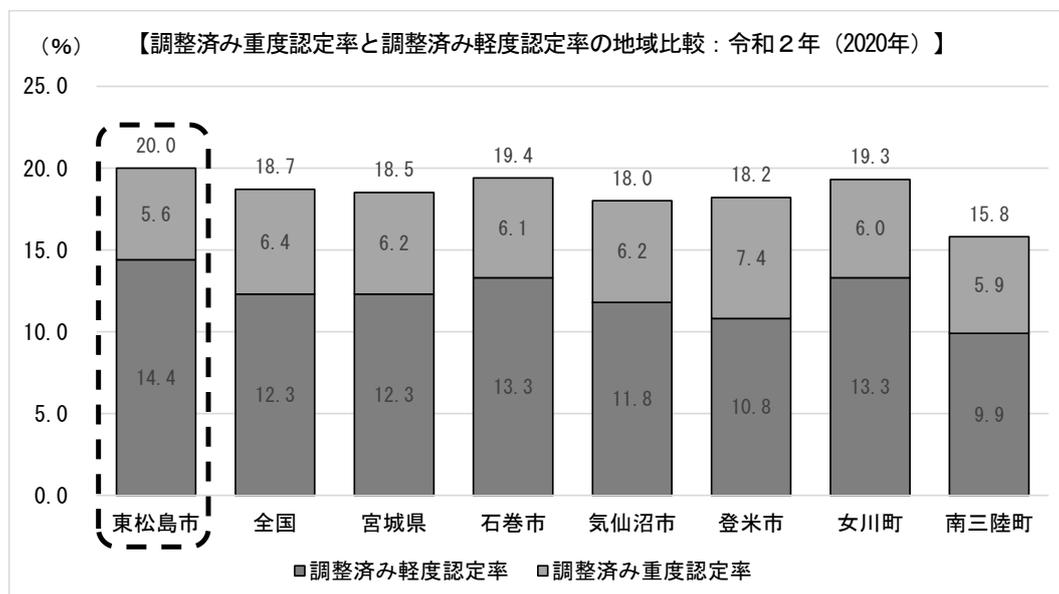
## 5 見える化システムによる分析結果（医療圏）

### （1）重度認定率と軽度認定率の分布

調整済み軽度認定率の推移を見ると、12%前後で推移しています。一方、調整済み重度認定率は、平成27年（2015年）は6.2%でしたが、年々認定率が減少し、令和3年（2021年）は5.0%となりました。



資料：厚生労働者「介護保険事業状況報告」年報（令和2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」



資料：厚生労働者「介護保険事業状況報告」年報（令和2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

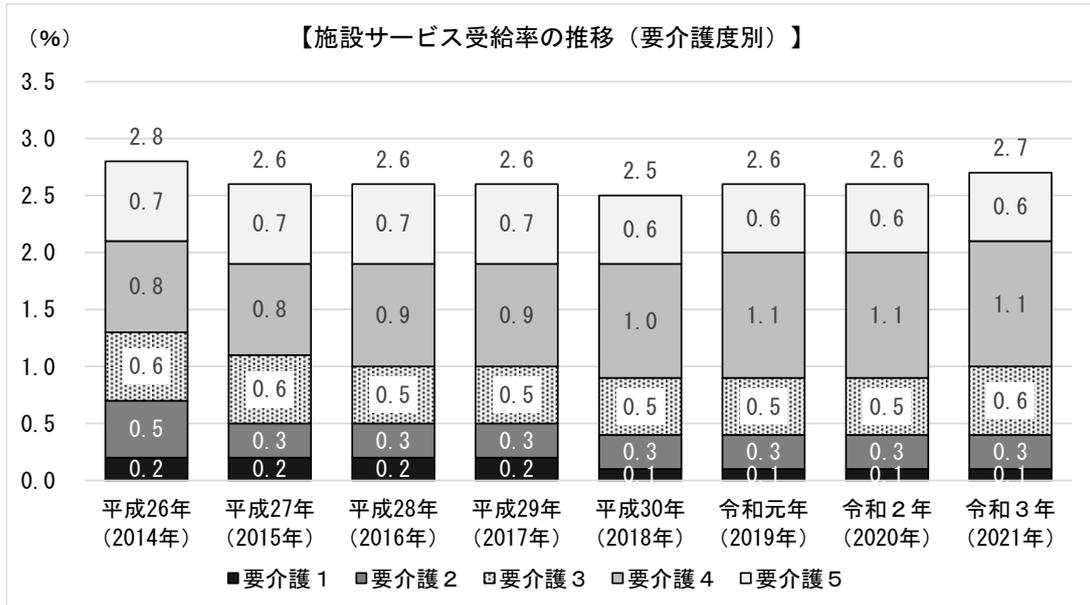
※比較対象は、全国、宮城県、県高齢者福祉圏域の「石巻・登米・気仙沼」圏域内の市町村（以下同様）

※地域包括ケア「見える化」システムの調整済みの指標は、調整に使用している数値が「時系列で見ると」「地域で見る」で異なっているため、それぞれ異なる数値となります。

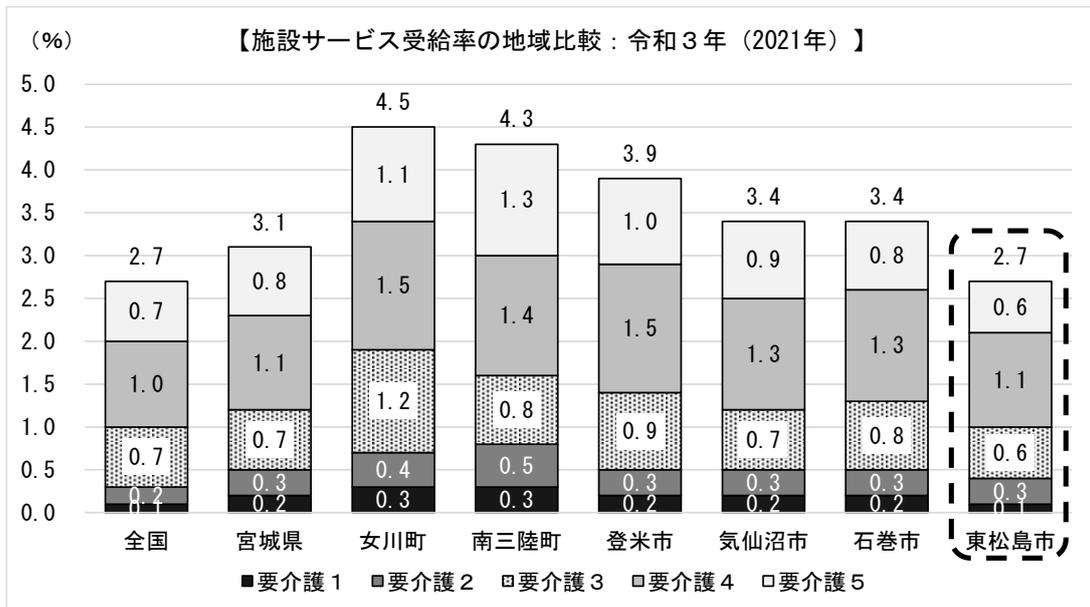
圏域	圏域内市町（6市町）
石巻・登米・気仙沼	東松島市、石巻市、気仙沼市、登米市、女川町、南三陸町

## (2) サービス種別受給率（施設サービス）

施設サービス受給率の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。要介護度別では、要介護3以上が受給の中心となっています。



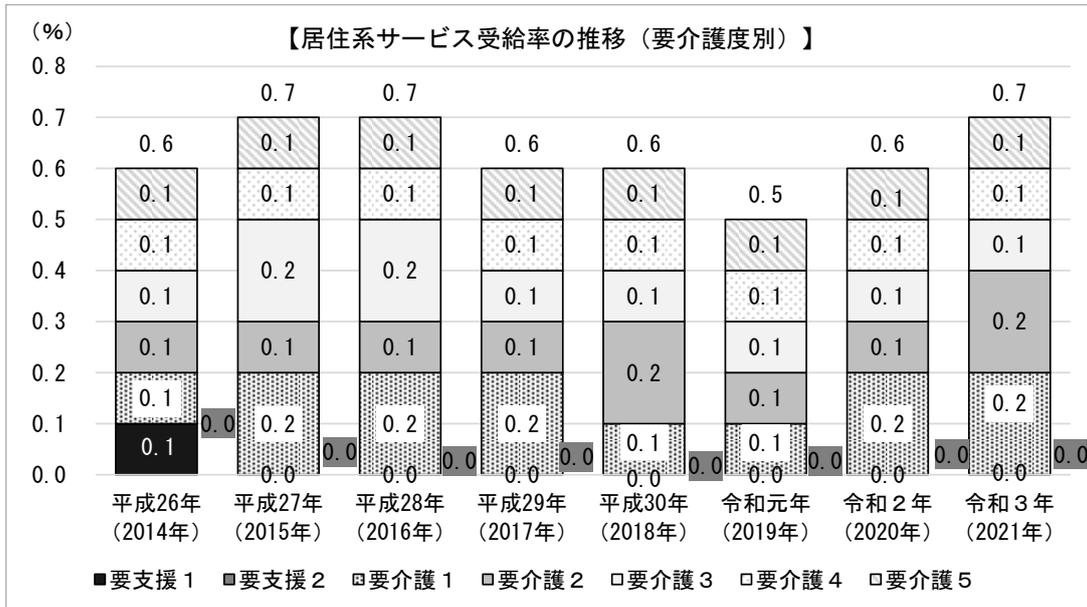
資料：厚生労働者「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）  
令和2年度は令和3年2月サービス提供分まで、令和3年度は令和4年1月サービス提供分まで



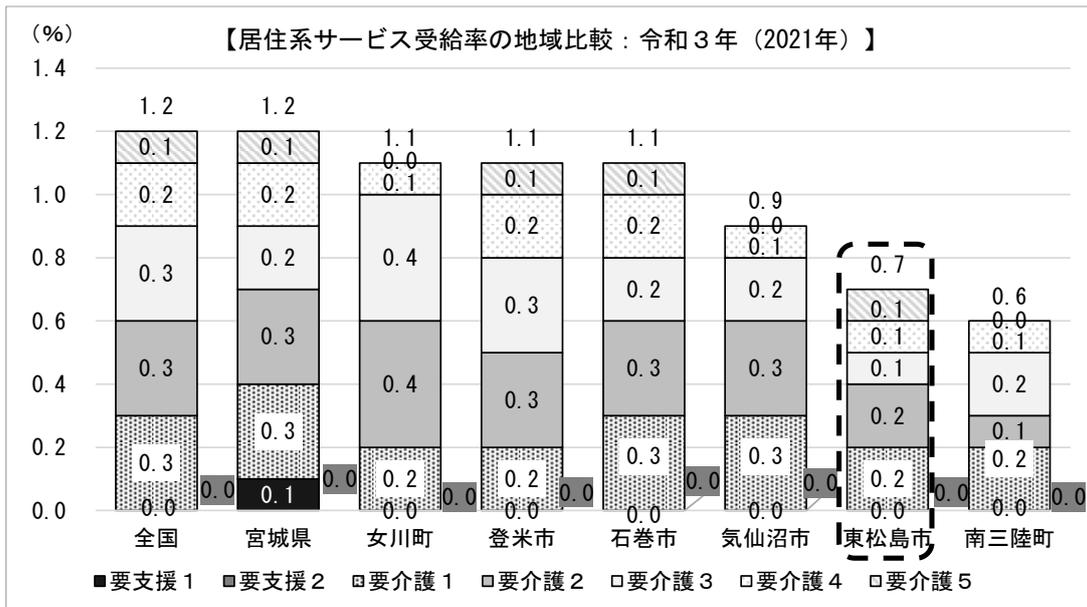
資料：厚生労働者「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

### (3) サービス種別受給率（居住系サービス）

居住系サービス受給率の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。



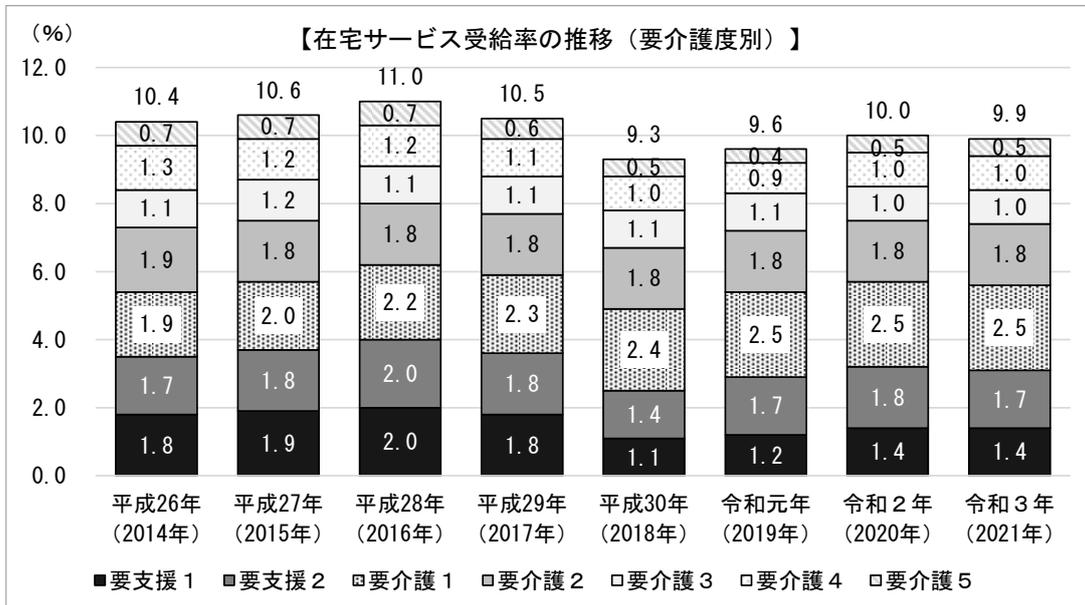
資料：厚生労働者「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）  
令和2年度は令和3年2月サービス提供分まで、令和3年度は令和4年1月サービス提供分まで。



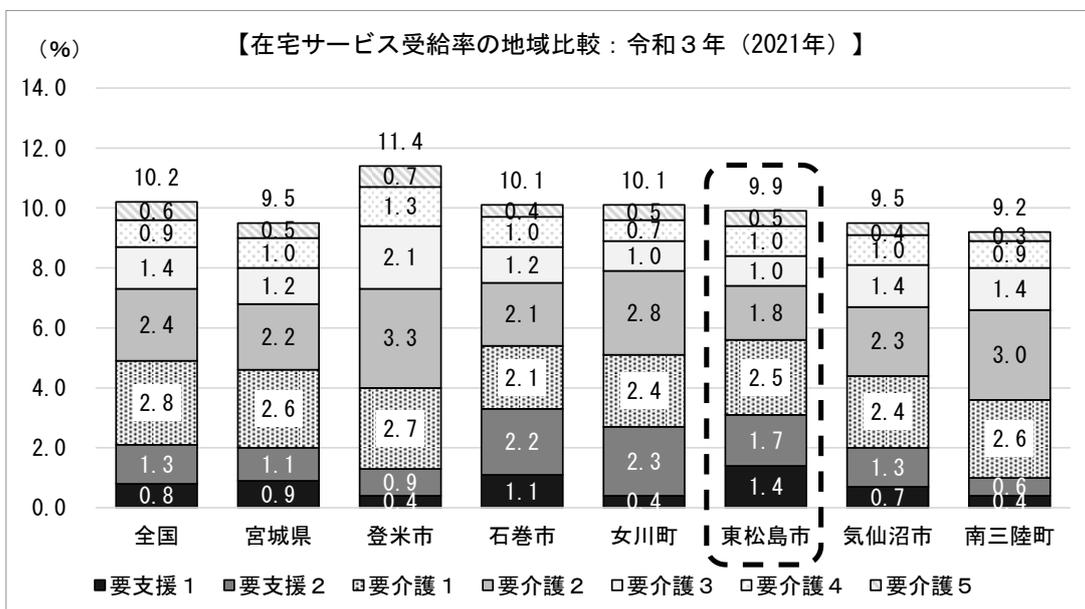
資料：厚生労働者「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

#### (4) サービス種別受給率（在宅サービス）

在宅サービスの受給率の推移をみると、平成30年（2018年）に一時的な受給率低下がありました。再び増加傾向にあります。要介護度別では、軽度認定者（要支援1～要介護2）が受給の中心となっています。



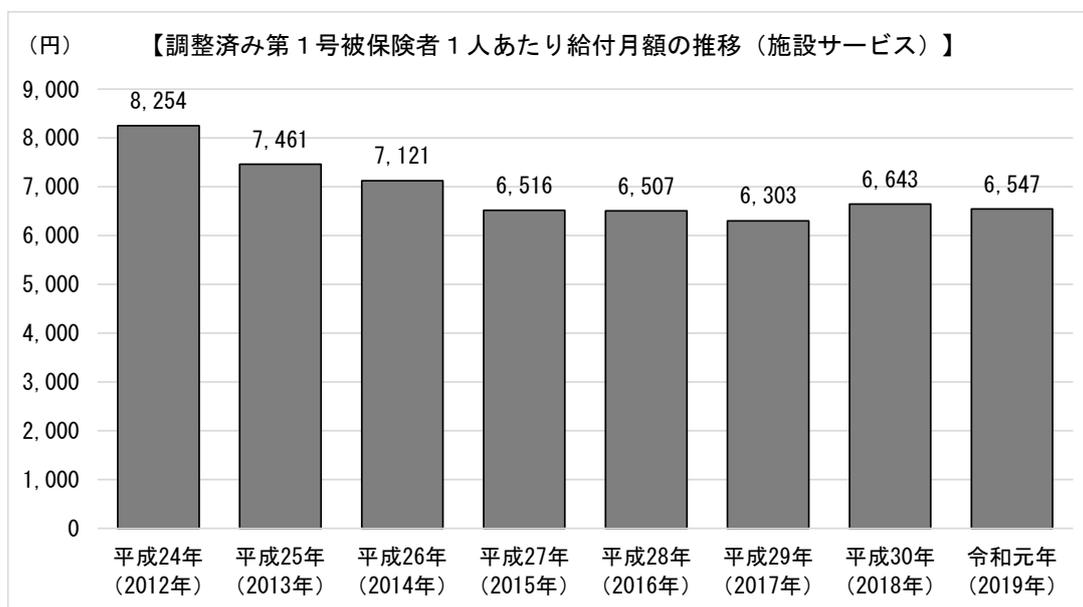
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）  
令和2年度は令和3年2月サービス提供分まで、令和3年度は令和4年1月サービス提供分まで。



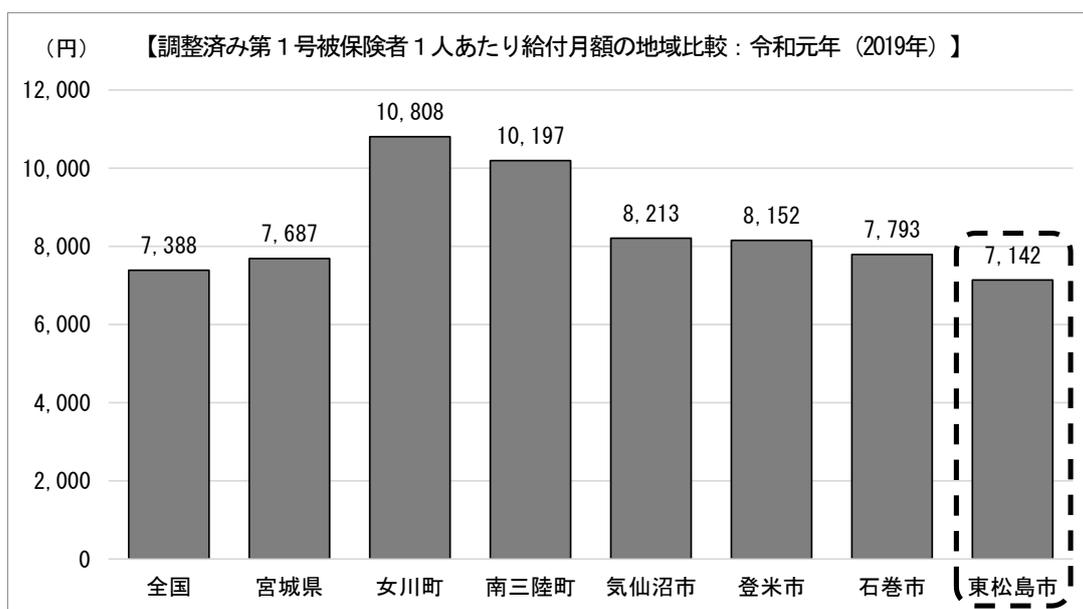
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

### (5) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額と比較

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（施設サービス）の推移をみると、平成24年（2012年）をピークに、平成25年（2013年）以降は減少傾向にあります。



資料：「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

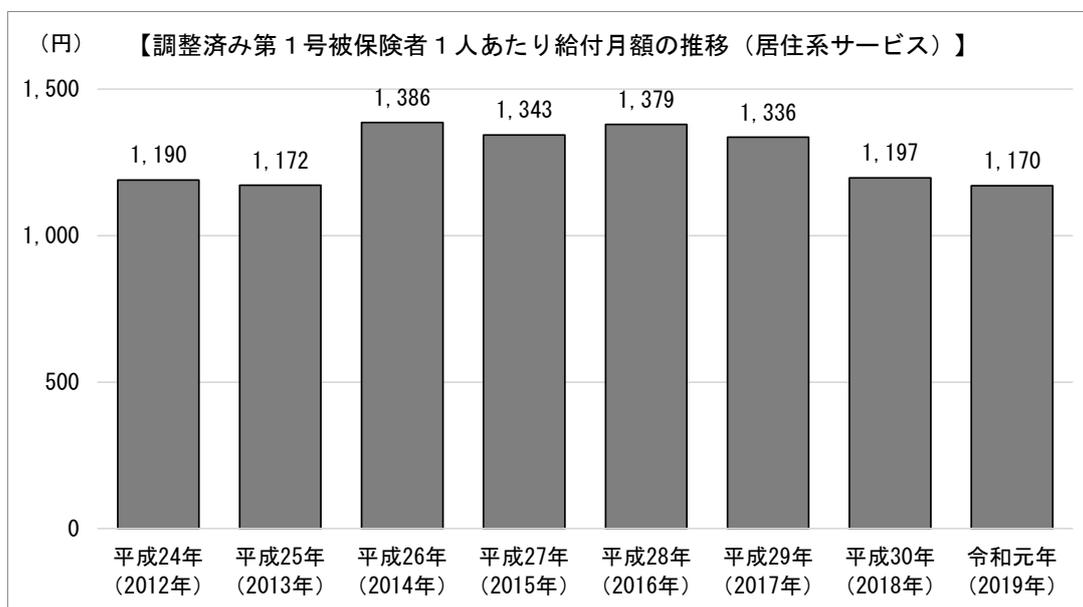


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月額）

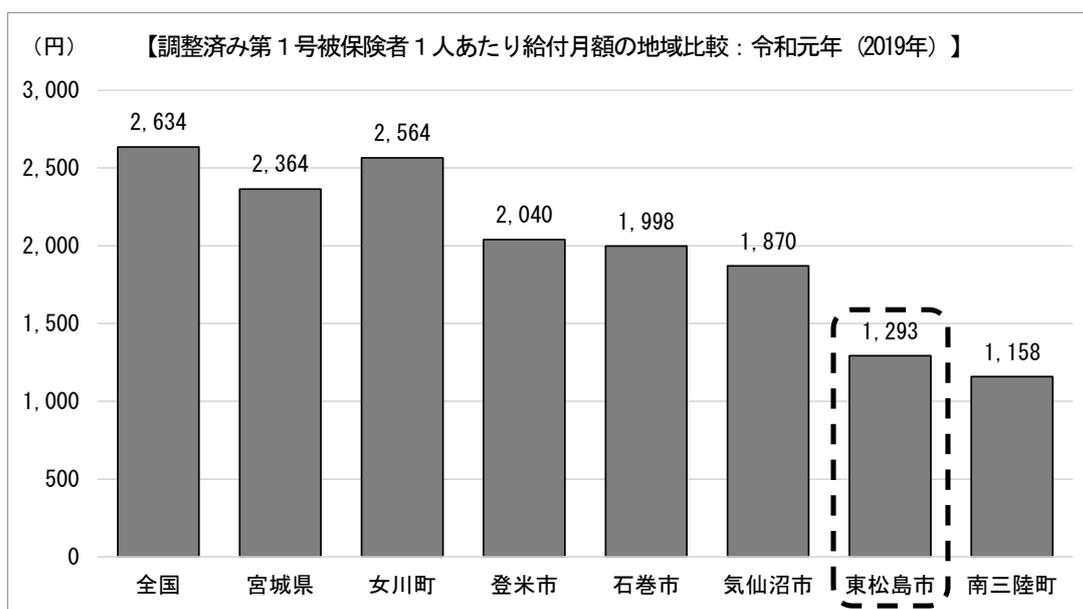
※地域包括ケア「見える化」システムの調整済みの指標は、調整に使用している数値が「時系列で見る」と「地域で見る」で異なっているため、それぞれ異なる数値となります。

## (6) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額と比較

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（居住系サービス）の推移をみると、平成26年（2014年）をピークに、平成27年（2015年）以降は減少傾向にあります。



資料：「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

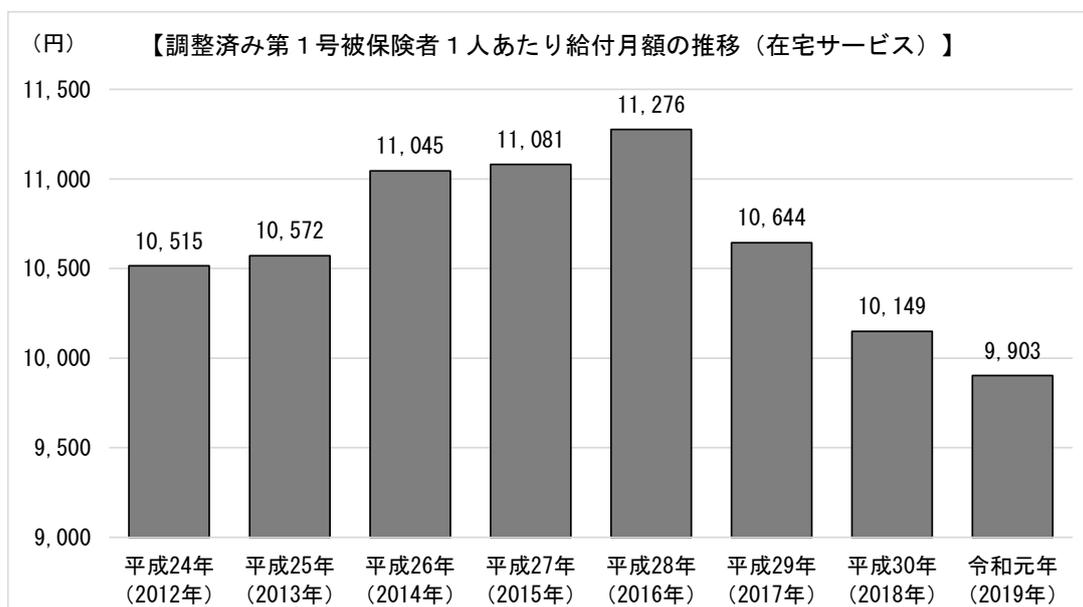


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月額）

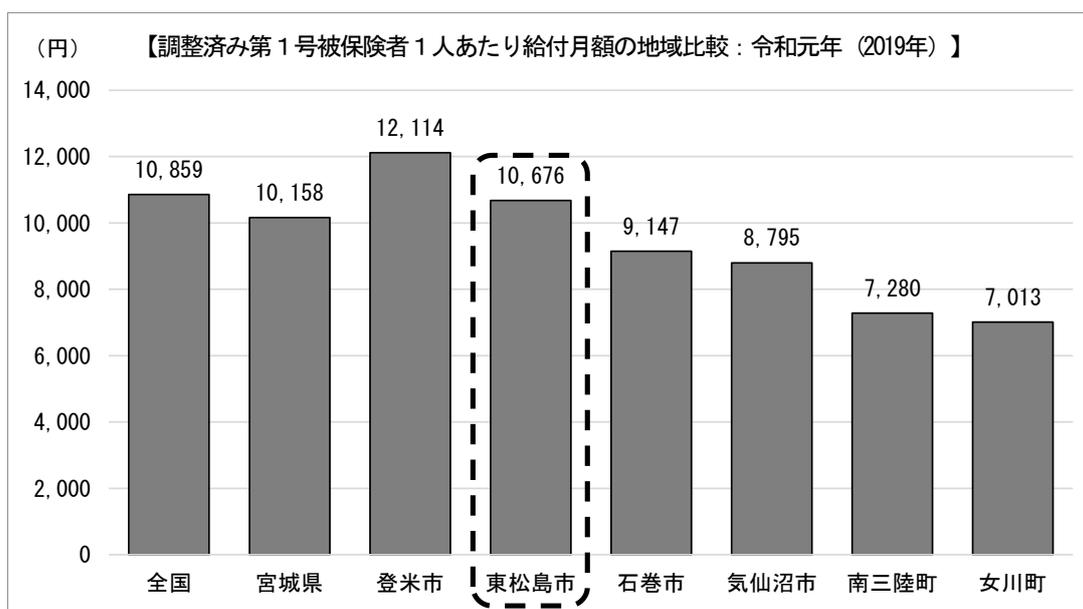
※地域包括ケア「見える化」システムの調整済みの指標は、調整に使用している数値が「時系列で見る」と「地域で見る」で異なっているため、それぞれ異なる数値となります。

### (7) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額と比較

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）の推移をみると、平成28年（2016年）をピークに、平成29年（2017年）以降は減少傾向にあります。



資料：「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2、3年度のみ「介護保険事業状況報告」月額）

※地域包括ケア「見える化」システムの調整済みの指標は、調整に使用している数値が「時系列で見る」と「地域で見る」で異なっているため、それぞれ異なる数値となります。

## 6 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に先立って、国が策定したモデル調査票を基に、市の独自設問を加え、市内の高齢者の状況を把握するために実施しました。

本項目は、アンケート調査結果のうち、計画の課題・検討のために特に重視すべき事項を抽出し、整理したものです。

### (1) 調査の概要

○調査対象：

種別	対象
要介護認定を受けていない方、要支援1・2の認定者への調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	東松島市在住の65歳以上(令和4年12月1日現在)で要介護認定を受けていない方または要支援1・2の認定者
在宅で生活する要支援、要介護認定者への調査(在宅介護実態調査)	東松島市在住(令和4年12月1日現在)で要支援1・2、要介護1～5の認定を受けて、在宅で生活されている方

○調査期間：令和5年3月17日～令和5年3月31日

○調査方法：郵送配付・回収

○配付・回収：

種別	配付数	回収数(有効回答)	回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	2,500票	1,503票	61.0% (前回66.7%)
在宅介護実態調査	1,500票	724票	49.0% (前回54.6%)

### (2) 結果の概要

#### ① 要介護未認定者・要支援認定者の56.0%に「認知症リスク」がみられる

最も割合が高い項目は「認知症リスク」で56.0%となっており、市内の元気な高齢者の半数以上に認知症のリスクがあるとみられます。また、「うつ傾向」が39.1%となっているほか、「転倒リスク」が29.5%となっており、各分野において予防の取組みが必要と考えられます。

これを、前回(令和元年度)調査と比較すると、「運動器の機能低下リスク」と「転倒リスク」、「低栄養リスク」、「口腔リスク」、「認知症リスク」、「IADL低下」の6項目で該当者の割合が上昇しています。

なお、最も大きな上昇をしている項目は「運動器の機能低下リスク」が11.1%から12.5%へ1.4ポイント上昇しているのみで、他の項目については特に大きな上昇はみられません。

## ②日常生活・健康の状況について

健康状態が良好な人ほど日常生活に充実感を感じている傾向がみられます。また、幸福度（10点満点）でも高い傾向がみられます。

その一方で、健康状態が良くない人では、「これまで楽しめたことが楽しめなくなった」、「楽にできていたことが億劫になった」、「わけもなく疲れたような感じがする」の傾向が強くみられます。さらに、経済的な状況が「これまで楽しめたことが楽しめなくなった」、「楽にできていたことが億劫になった」といった心の面への影響のほか、健康状態や幸福度との相関関係もみられ、経済的な状況が日常生活に大きく影響しているとみられます。今後は、市が実施している、または窓口となっている公的な支援制度を周知し、高齢者の負担軽減を進めることが必要です。

## ③認知症について

認知症に関する相談窓口を知っているかとの問いに対しては、62.4%の方が「いいえ」と答えています。この割合は、前回調査（令和元年度）と同じ割合であり、高齢者に相談窓口が浸透していないとみられます。また、重点を置くべき認知症対策についても「早期発見と専門医につなげる仕組みづくり」や「相談窓口の設置」といった回答が多いことから、市が高齢福祉の相談窓口として設置している「地域包括支援センター」を広く周知する方策が必要です。

## ④在宅での介護について

在宅介護に必要と感じる介護サービス以外の支援については、介護・福祉タクシーなど移動サービスが必要と答えた方の割合が33.4%となり、前回調査時の24.6%より上昇しており、外出手段の確保が期待されています。また、主な介護者について、50代と60代で6割を占めています。80代後半以上の高齢者の介護者は、50代や60代の子ども、または配偶者の世代が担っており、親子間での介護が行われているとみられます。

介護が理由で退職した介護者は6.6%みられ、その中には20代の若年層も含まれていますが、20歳未満の介護者はみられませんでした。

## ⑤高齢者が暮らしやすいまちづくりについて

市が重点的に進めるべきことについては、元気な高齢者では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が46.8%で最も高く、「住宅や交通機関など、高齢者も暮らしやすい地域づくり」が40.1%、「自宅や通所して受けられる支援サービスの充実」が35.7%となっており、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実とともに、高齢者がいつまでも暮らしやすい地域整備の期待が高くなっています。また、要支援・要介護認定者については、回答者全体では「住宅や交通機関など、高齢者も暮らしやすい地域づくり」が37.7%と最も割合が高く、次いで「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が37.4%、「自宅や通所して受けられる支援サービスの充実」が33.7%となっています。

これを世帯類型別でみると、「単身世帯」では「入所する施設の増加」と「ヘルパーやボランティアの育成」が比較的高い割合となっているなど、本人や家族の状況に応じて、期待が多様化しており、それぞれの状況に応じた細やかな支援が記載されていると考えられます。

## 7 第8期福祉施策の取組み状況（令和3年度、4年度分）

本資料は、現行の「東松島市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に記載されている基本施策の令和3年度、4年度の取組み状況を担当職員が自己評価した内容を整理したものです。

評価の区分は「A=予定以上」、「B=予定どおり」、「C=予定未滿」、「D=その他」の4区分に分けて評価しています。

### 基本目標1 自分らしい生活の実現を支える、地域ぐるみの支援体制の充実

- 基本目標1の各推進施策について、「高齢者に配慮した市営住宅等の整備」がA評価、10項目がB評価となっています。
- 高齢者の健康づくりの取組みの推進について、特定健康診査受診率向上対策として、40～74歳の国保加入者に受診勧奨通知を送付し、追加健診を設けるなどの健診受診に関する環境整備も実施しました。
- 令和3年4月に西部地域包括支援センターを新設し、すべての日常生活圏域に1か所ずつ地域包括支援センターが設置され、地域での相談体制が充実しました。その効果もあり、総合相談における家族相談が令和3年度2,136件、令和4年度3,084件と増加しました。
- 家族介護慰労事業のうち、家族介護慰労金の支給については、支給実績がありません。
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携のうち、緊急通報システム設置について、高齢者世帯に希望者を募り、システムを設置しました。また、公営住宅（災害公営住宅）をバリアフリー化しました。
- 高齢者に配慮した市営住宅等の整備について、東松島市公営化住宅等長寿化計画に基づき、市営住宅の一部に高齢者のニーズに応じた対応を行っています。

施策大綱・推進施策	評価
1 自分らしい生き方を支えるための環境整備	
（1）高齢者の健康づくりの取組みの推進	B
（2）医療・介護サービスの情報提供、意識啓発の推進	B
（3）多様な生き方を支えるための意識啓発の推進	B
2 家族介護者支援の充実	
（1）自宅での介護に必要な知識・情報の普及啓発	B
（2）家族介護の負担軽減対策の推進	
① 家族介護用品支給事業	B
② 家族介護慰労事業	B
3 ライフスタイルに適した住まいの確保支援	
（1）本人のニーズに対応した住環境の整備	
① 高齢者の居住安定に係る施策との連携	B
② 養護老人ホーム入所措置委託事業	B
③ 高齢者の居住環境の向上	
ア 住宅改修相談事業	B
イ 高齢者に配慮した市営住宅等の整備	A
（2）生活支援サービスの充実、情報提供の推進	B

## 基本目標 2 多職種連携による、切れ目のない医療・介護サービスの充実

- 基本目標2の各推進施策について、「多職種間の相互理解と知識・技能の習得」と「課題の把握と解決策を検討する体制の整備」、「情報共有体制の整備」、「地域包括支援センターの機能強化」の4項目がA評価、8項目がB評価となっています。
- 多職種間の相互理解と知識・技能の習得について、サービス向上を目指す民間事業者が主体となって活動を継続しており、県内でも先進的な取組みとなっています。
- 課題の把握と解決策を検討する体制の整備について、令和3年10月に「地域包括ケアICT部会」を設置し、「東松島市ICTシステム導入基本方針」を策定しました。令和4年12月には、在宅医療・介護連携推進員を1名専従配置し、令和5年度中に、ICTによる新たな情報共有ツールを選定し、令和6年度に本格稼働させるための環境整備に取り組むこととしております。
- 介護人材の確保について、市独自の取組みとして、奨学金返還支援助成金事業を実施し、令和3年度、令和4年度の実績として19名（看護師5名、作業療法士1名、保育士6名、理学療法士4名、社会福祉士3名）の人材を確保しました。
- 緊急事態の事前対策の推進について、令和4年度に大津波・河川・内水浸水のハザードマップを20,000部作成し、全世帯に配付しました。
- 在宅医療・介護連携に関する普及啓発・体制の整備について、地域包括支援センター増設等の運営体制強化により、医療機関からの相談件数が令和2年度364件、令和3年度919件、令和4年度1,481件と年々増加しています。

施策大綱・推進施策	評価
<b>1 医療・介護サービスの円滑な連携のための体制整備</b>	
(1) 多職種間の相互理解と知識・技能の習得	A
(2) 課題の把握と解決策を検討する体制の整備	A
(3) 情報共有体制の整備	A
(4) 関係機関、広域連携の推進	B
<b>2 医療・介護サービス資源の確保</b>	
(1) 在宅医療の供給体制の確保	B
(2) 介護人材の確保	B
(3) 医療・介護サービス基盤の充実	B
(4) 緊急事態の事前対策の推進	B
<b>3 在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発、相談機能の強化</b>	
(1) 在宅医療・介護連携に関する普及啓発・体制の整備	B
(2) 多職種が参加する研修会等への住民参加の促進	B
(3) 地域包括支援センターの機能強化	A
(4) 包括的な相談支援体制の整備（地域支援事業）	B

### 基本目標3 本人や家族が安心して生活を継続できる、認知症支援体制の充実

- 基本目標3の各推進施策について、「認知症の正しい理解と普及啓発」と「認知症を含む悩みの相談体制の整備」、「認知症の人の生活支援」、「成年後見制度」の4項目がA評価、8項目がB評価となっています。
- 認知症の正しい理解と普及啓発について、認知症サポーター養成人数が国の認知症施策推進大綱目標値（220%増加）を大幅に上回り、815%増加（564人→4,628人）となっており、令和4年度に新たに3種類（概要編、本人編、家族編）の認知症ケアパスを作成しました。
- 自主的な認知症への備えの促進について、令和4年4月から認知症施策推進コーディネーター1名を専従配置しました。
- 認知症を含む悩みの相談体制の整備について、認知症地域支援推進員が、県平均（5,807人に1人）を上回る1,931人に1人の配置となっており、相談体制は充実しているといえます。
- 認知症の人の生活支援について、令和4年度にチームオレンジ<sup>1</sup>を2つ設置しており、国が掲げる設置目標（令和7年度までに1以上を設置）を上回る仕組みの整備を進めています。また、令和2年度にオレンジ・セーフティ・ネットを本格稼働し、登録状況は検索対象者40名、検索協力者53名となっています。さらに、年2回検索模擬訓練を実施しました。
- 成年後見制度について、令和4年度に成年後見制度市長申し立てマニュアルを作成し、市長申し立てに関してコアメンバー会議により決定する等、環境整備を図りました。
- 日常生活自立支援事業について、社会福祉協議会が窓口となり事業を実施しました。

施策大綱・推進施策	評価
1 認知症予防の取組みの促進	
（1）認知症の正しい理解と普及啓発	A
（2）自主的な認知症への備えの促進	B
2 認知症の初期からの支援体制の整備	
（1）早期発見の体制整備	B
（2）認知症を含む悩みの相談体制の整備	A
（3）身近な認知症専門チームによる支援の充実	B
3 認知症の人と家族の日常生活を支援する仕組みの充実	
（1）認知症の人の生活支援	A
（2）家族介護者への支援体制の充実	B
（3）権利擁護の制度整備	
① 高齢者の虐待防止の取組み	B
② 成年後見制度	A
③ 権利擁護事業	B
④ 日常生活自立支援事業	B
（4）若年性認知症の人への支援の充実	B

<sup>1</sup> 近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組み。

## 基本目標4 住民の自主的な、健康づくり・介護予防活動の促進

- 基本目標4の各推進施策について、「健康づくり・介護予防の自主活動の促進」と「サロン活動への支援」、「高齢者支え合い活動支援」の3項目がA評価、15項目がB評価となっています。
- 健康づくり・介護予防の啓発について、出前講座や地区健康教室、健康相談等を行ってきましたが、コロナ禍において、健康推進課の事業で、地区での活動回数の減少、参加者の減少がみられました。
- 健康づくり・介護予防の自主活動の促進について、令和4年度における高齢者の参加率（週1回以上の通いの場の参加率）は11.9%と国・県の平均を大きく上回っており、対外的に大きな評価を受けています。
- 地域リハビリテーション活動支援事業について、令和4年度及び令和5年度にモデル地域として県の高齢者デジタルデバインド解消支援事業に協力しました。また、デジタル端末の操作体験に加えて、リハビリ職協力によりオンライン研修を開催しました。

施策大綱・推進施策	評価
1 健康づくり・介護予防の推進	
(1) 健康づくり・介護予防の啓発	
健康づくり推進事業	B
(2) 健康づくり・介護予防の自主活動の促進	A
(3) 介護予防・重度化予防に対する専門的な支援の推進	
① 一般介護予防事業	
ア 介護予防把握事業（地域支援事業）	B
イ 地域リハビリテーション活動支援事業	B
② 介護予防・生活支援サービス事業	B
2 地域における健康づくり・介護予防の拠点づくり	
(1) 地域の状況に応じた健康づくり・介護予防機会の創出	B
(2) 多世代が参加できる活動拠点づくり	
健康づくり推進事業	B
(3) 健康づくり・介護予防ボランティアの育成	
健康づくり推進事業	B
(4) 社会活動の継続・促進	
① サロン活動への支援	A
② 老人クラブ活動への支援	B
③ 生涯学習・スポーツ・趣味創作活動の支援	
ア 生涯学習	B
イ スポーツ・趣味創作活動	B
④ 老人福祉センター	B
⑤ 高齢者の就労支援	B
⑥ 交流の促進	
ア 世代間交流の推進	B
イ 高齢者支え合い活動支援	A
ウ 敬老事業への支援	B
エ 敬老祝金・特別敬老祝金支給事業	B

## 基本目標5 住民同士の絆を基に、安心して暮らし続けられる「共生型社会」の実現

- 基本目標5の各推進施策について、10項目がB評価、1項目がC評価となっています。
  - 高齢者等緊急通報システム貸与事業について、令和3年度は当初45台に対し、新規9台、廃止7台となり年度末には47台の設置、令和4年度はさらに新規5台、廃止1台で年度末には51台の設置となっています。
  - 防災対策について、支援が必要な高齢者は把握できているものの、訓練を通じた見守り活動はできませんでした。
  - 災害時避難行動要支援者情報登録者名簿の整備について、本人からの申し出による登録で消防署等関係者と共有していますが、今後の効果的な活用方法について、行政と地域が連携し、協議していく必要があります。
  - 防犯対策の推進について、令和3年度、令和4年度に予定していた長寿安全大会は、コロナ禍により中止しました。
  - 交通安全運動の推進、代替移動手段の検討について、デマンド型乗り合いタクシー「らくらく号」を運行しており、運転免許証を自主返納するなどした高齢者を対象に割引制度を実施しています。
  - 被災者サポート体制について、東松島市社会福祉協議会への委託により、中央サポートセンター1か所で事業を実施しています。
- なお、参加人数は令和3年度12,374人、令和4年度は6,275人となっています。

施策大綱・推進施策	評価
1 地域住民による支え合い、多様な生活サービスの充実	
(1) 地域の自主活動の活性化	B
(2) 多様な主体による生活支援サービスの創出	B
(3) 見守りが必要な高齢者を地域で支える仕組みづくり	
① 高齢者等緊急通報システム貸与事業	B
② 見守りサービス（地域支援事業）	B
③ 高齢者のための防災・防犯対策	
ア 防災対策	C
イ 災害時避難行動要支援者情報登録者名簿の整備	B
ウ 防犯対策の推進	B
エ 交通安全運動の推進、代替移動手段の検討	
④ 被災高齢者の支援	
ア 被災者サポート体制	B
イ お茶会交流事業	B
2 生活支援サービスのコーディネート機能の充実	
(1) 住民による支え合いや地域活動などの情報集約・公開（見える化）	B
(2) 生活支援サービス等と利用者のマッチング	B

## 8 本市における高齢者施策・事業の課題

現在の高齢者施策の実施状況、高齢者の生活状況、アンケート調査結果から、本市における高齢者施策・事業の課題を以下のとおり整理します。

### (1) 統計データ、人口推計からみえる課題

○総人口の減少、高齢者の増加に伴い、令和5年10月現在では高齢化率が31.0%となり、今後も高齢化率の上昇は続くとみられます。高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯が増加し、令和2年には市内の一般世帯に占める割合がそれぞれ11.0%、11.6%みられ、合わせて2割以上が高齢者のみの世帯となっています。(詳細はP7に記載)

今後、支援の必要な高齢者や高齢者世帯が増加していく一方で、地域で高齢者を支援する現役世代が減少していくとみられることから、元気な高齢者が地域の活動や福祉の担い手として不可欠になっていくことが考えられます。

### (2) 介護保険サービスの利用実績からみえる課題

○施設サービスについては、地域密着型介護老人福祉施設が広域型に転換したため、令和3年度以降の利用者数は0人となり、広域型の介護老人福祉施設に含まれています。

なお、総数は計画値を下回っており、当面は現在の施設供給で対応が可能と考えられます。

○在宅サービスについては、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、サービスの利用が計画値を下回るサービスが多く、計画値を大幅に上回ったサービスは認知症対応型通所介護のみとなっています。

今後は、認定者数の推移とともに必要なサービス供給が行えるよう、介護人材の確保・育成等の対策が必要です。

### (3) アンケート調査結果からみえる課題

○介護予防や健康状態の維持増進について、生活の充実感や幸福度等との関連性も高いことから、介護予防や健康づくりの意味・効果をPRし、理解を促進することが必要です。

○暮らしやすい地域とするための期待について、元気な高齢者では「相談体制の充実」、要介護認定者では「住宅、交通機関等」の回答が多くみられます。今後は、困ったときの相談先(ソフト面)、日常生活のインフラ(ハード面)の両面からの体制整備、基盤づくりが必要です。

○介護が理由で退職した介護者は6.6%でしたが、今後は、若者を含め、家族介護者の負担軽減や介護離職の減少に向けた支援が必要です。また、要介護者への適切な介護を行う観点からも、適切な介護サービスの利用促進に向けた、取組みが必要です。

### (4) 福祉施策の取組み状況からみえる課題

○地域包括支援センターを市内3か所設置しているほか、認知症サポーターの養成や認知症地域支援推進員の配置、チームオレンジの設置など、地域の認知症高齢者を支える体制の充実を着実に進めています。今後は、高齢者の年齢構成や地域の高齢者・家族のニーズの変化・複雑化に対応できるよう、可能な範囲で柔軟な対応が必要です。併せて、感染症や自然災害など、住民の生命・生活に大きな影響を及ぼす事象に備えることも必要です。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

平成28年度に策定した「東松島市医療福祉サービス復興再生ビジョン」（以下、本項目において「ビジョン」という。）において、本市の平成29年度から令和8年度までの10年間の地域包括ケアシステムのあり方の方向性を定めています。その中で、ビジョンの基本理念を『自分らしく暮らし続けられるまち 東松島 ～みんなでつなぐ 地域の輪～』と定めています。

本計画は、ビジョンに基づき、その短期目標である3年間の事業を行うものとして定めるものであることから、ビジョンが掲げる「みんなでつなぐ 地域の輪」のイメージを基に、第7期計画で定めた以下の基本理念を、今回も継続するものとします。

#### 【基本理念】

**地域の輪をつなぎ、育てる 支え合いのまちづくり**

本市では、令和3年度に高齢化率が30.0%となり、令和5年度にはさらに上昇して31.0%となっています。高齢化率の上昇は長期的に続き、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年度には39.9%となる見込みです。

このように市全体が高齢化していく中で、年齢や心身の状態に関わらず、お互いに支え合っていく必要があります。

本市では、東日本大震災以降、市民がお互いに支え合い、助け合い、つながり合うことで、新しい地域づくりを進めてきました。

今後も、これまでの経験を生かし、発展させ、専門的な知識や技術の支援を受けながら、地域住民や高齢者自身が支え合い、助け合い、人と人とのつながりを育てていく、支え合いのまちづくりを進めていきます。さらに、地域で行われている支え合いを市全体で共有し、いつまでも地域の中で安心して暮らしていくことができる「共生型社会」の充実・進化を目指します。

## 2 基本目標

基本理念である「地域の輪をつなぎ、育てる 支え合いのまちづくり」を実現するため、以下の5点を本計画の基本目標とします。

### 基本目標1

#### 自分らしい生活の実現を支える、地域ぐるみの支援体制の充実【各論1】

---

地域で暮らす高齢者が「自分らしい生活」を実現し、生活を継続できるよう、健康的な生活を続けられる環境整備を目指します。また、環境整備に向けて、地域社会全体で支え合う雰囲気づくりや、支援体制の充実を目指します。

### 基本目標2

#### 多職種の連携による、切れ目のない医療・介護サービスの充実【各論2】

---

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活を続けられるよう、医療や介護が必要になったときに、その状況に応じて、多様な専門職の連携により切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関の連携体制や多種多様な医療・介護サービスの充実、福祉人材の確保・離職抑制を目指します。

### 基本目標3

#### 本人や家族が安心して生活を継続できる、認知症支援体制の充実【各論3】

---

後期高齢者の増加に伴う認知症の人の増加に対応できるよう、市民誰もが認知症についての確かな知識を持ち理解を深め、安心して相談でき、治療を受けられ、認知症の人やその家族の尊厳が守られ安心して生活できる支援体制の充実を目指します。

### 基本目標4

#### 住民の自主的な、健康づくり・介護予防活動の促進【各論4】

---

高齢者が少しでも長く、心身共に健康的で活動的な生活を続けられるよう、健康づくりや介護予防の促進を目指します。

なお、これらの取組みは、自主的・主体的な活動につなげ、高齢者の健康づくり・介護予防だけではなく、地域での高齢者の交流や活動の促進・拡大の可能性があるため、各種取組みを支援します。

### 基本目標5

#### 住民同士の絆を基に、安心して暮らし続けられる「共生型社会」の充実・進化【各論5】

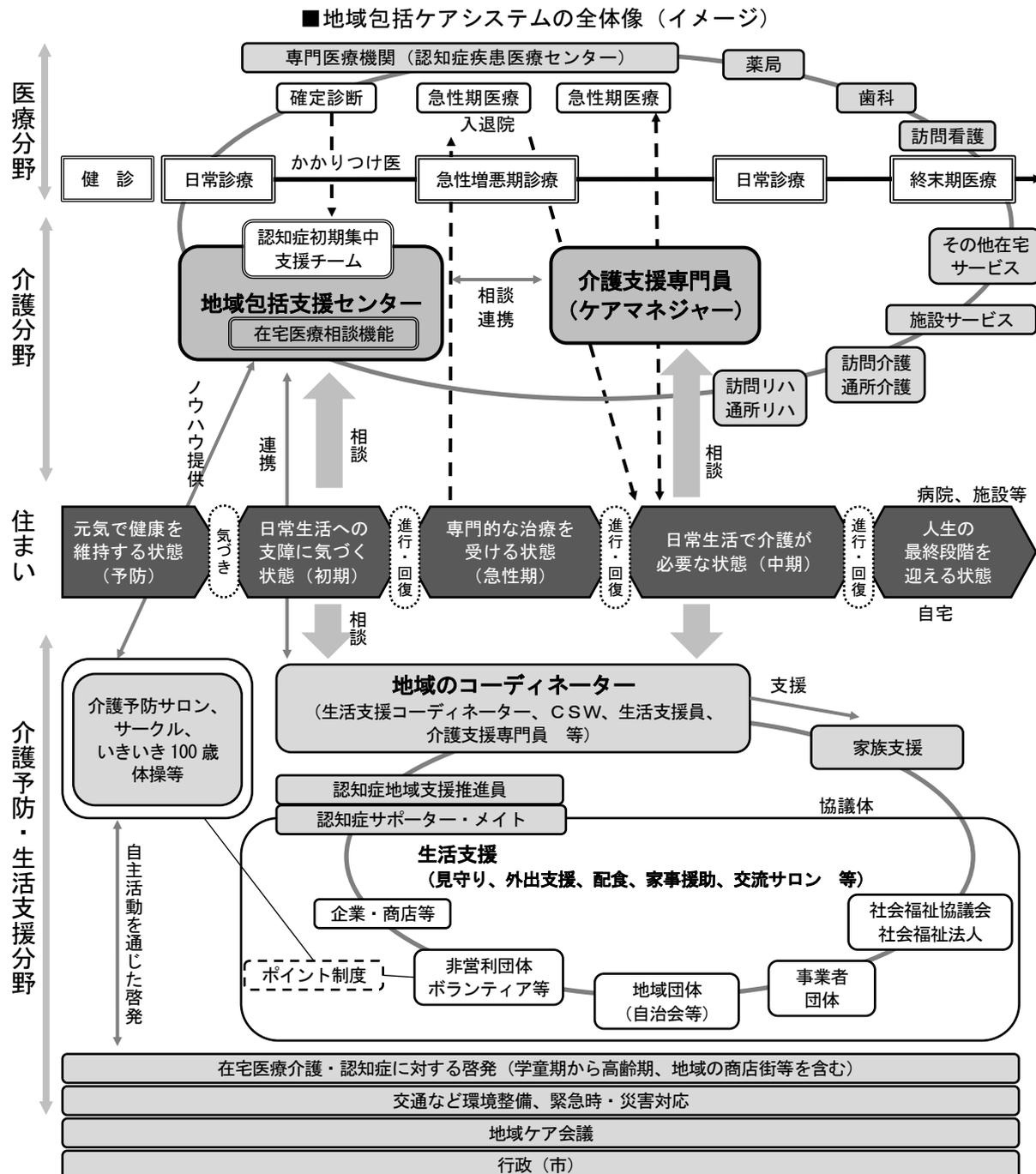
---

市内の各地域でこれまで培われてきた地域内での絆を基に、すべての人がいきいきと生活を送り、地域の中で安心して暮らし続けることができる「共生型社会」の充実・進化を目指します。

### 3 基本目標の実現に向けた地域包括ケアシステムの全体像

前述の基本目標の実現に向けて、今後も続くことが見込まれる高齢化の進行や認知症の人の増加等に対応できるよう、地域包括ケアシステムの充実・深化を進めます。

令和8年度を目標に進めていく地域包括ケアシステムの全体像（イメージ）は、以下のとおりとします。



地域包括ケアシステムの充実、深化に向けて、後述する各施策を以下のとおり、体系づけるものとします。

各論 1 自分らしい生活の実現を支える、地域ぐるみの支援体制の充実

- 1 自分らしい生き方を支えるための環境整備
- 2 家族介護者支援の充実
- 3 ライフスタイルに適した住まいの確保支援

各論 2 多職種の連携による、切れ目のない医療・介護サービスの充実

- 1 医療・介護サービスの円滑な連携のための体制整備
- 2 医療・介護サービス資源の確保
- 3 在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発、相談機能の強化

各論 3 本人や家族が安心して生活を継続できる、認知症支援体制の充実

- 1 認知症予防の取り組みの促進
- 2 認知症の初期からの支援体制の整備
- 3 認知症の人と家族の日常生活を支援する仕組みの充実

各論 4 住民の自主的な、健康づくり・介護予防活動の促進

- 1 健康づくり・介護予防の推進
- 2 地域における健康づくり・介護予防の拠点づくり

各論 5 住民同士の絆を基に、安心して暮らし続けられる「共生型社会」の実現

- 1 地域住民による支え合い、多様な生活サービスの充実
- 2 生活支援サービスのコーディネート機能の充実

本計画策定に関連する令和5年度の制度改正、国の動向は、以下のとおりです。

## (1) 法改正の状況

令和5年の国会で、高齢者保健福祉、介護保険事業に関連する以下の法律が可決・成立している。

### ◎全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（高齢者福祉・介護保険事業計画に関連する事項を抜粋）

- 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。

### ◎共生社会の実現を推進するための認知症基本法

#### 基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等
- ※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## (2) 第107回社会保障審議会介護保険部会の資料（令和5年7月10日）における方向性

#### 見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
  - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ②在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
  - ①地域共生社会の実現
  - ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
  - ③保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
  - ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
  - ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
  - ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 第Ⅱ部 基本施策の推進



## 各論 1 自分らしい生活の実現を支える、地域ぐるみの支援体制の充実

高齢者が自らの意思で「自分らしい生活」を続けていけるよう、自身で生活スタイルや生活の場所、利用する支援・サービスを選択するための支援体制の充実を目指します。また、高齢者本人だけでなく、家族介護者に対する支援策の充実を目指します。

### 1 自分らしい生き方を支えるための環境整備

#### (1) 高齢者の健康づくりの取組みの推進

高齢者が、いつまでも健康的な生活を送るためには、自ら健康づくりに取り組んでいただく必要があります。

そのため、市報やホームページ、イベント等を活用し、自身の健康状態を把握するための健康診査・がん検診等の受診や自主的な健康管理、疾病の早期発見や重症化予防に向けた情報提供、意識啓発を図ります。また、対象者に受診勧奨通知を送付するほか、追加の健康診査を実施するなど、より多くの市民に受診していただくよう努めます。さらに、健診等の受診後には健康相談やフォローアップ教室の開催等により、それぞれの状態に応じた健康増進方法の提供や自主的な取組みの促進、継続的な健康診査の受診に向けた意識啓発を図ります。

なお、健診、医療、介護データから地域の健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業と一体的に実施し、高齢者の多様な課題に対応した支援を行います。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特定健診受診率 (40～74歳国保加入者) (%)	37.1	42.2	43.9	45.0	46.0	47.0
後期高齢者健診 受診率(%)	18.9	21.4	27.1	28.0	29.0	30.0

## (2) 医療・介護サービスの情報提供、意識啓発の推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、適切な医療・介護サービスの提供が必要です。その一方で、過剰なサービス利用、その反対に必要であるにも関わらずサービスを利用せずに状態を悪化させるケース、家族介護者の負担が続くケースもみられます。

必要な人に必要なサービスを提供できるよう、65歳となったすべての高齢者を対象に、パンフレットを活用して医療・介護サービスの内容や制度、手続き方法の情報提供を行います。また、制度改正は絶え間なく行われることから、正確な情報を随時収集し、関係機関との情報共有を図るとともに、市内で利用できる医療・介護サービスの事業者やサービス内容の情報を常に把握し、住民への周知を図ります。

## (3) 多様な生き方を支えるための意識啓発の推進

医療や介護が必要となったとき、その事態に直面して初めて対応を考える高齢者や家族が多くみられます。

寿命が長くなり、長い老後をどのように過ごすか、また、人生の最期をどのように迎えるか、あらかじめ考えておくことが必要です。そのため、すべての住民に対して、要介護状態や認知症、その他起こり得る心身の状態の変化、終末期への備えや住まいのあり方等について家族とともに考え、備えるよう、意識啓発を図ります。

これらの取組みは、要介護や認知症、終末期医療、看取り等に関する住民講習会の開催、ACP<sup>2</sup>（アドバンス・ケア・プランニング。愛称：人生会議）の普及に加え、様な生き方の選択の重要性を啓発するなど、各年代に応じた啓発を図ります。

## 2 家族介護者支援の充実

### (1) 自宅での介護に必要な知識・情報の普及啓発

高齢者、特に要介護状態にある高齢者や自宅での長期療養を行っている高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、家族介護者の理解と協力が必要です。

しかし、家族介護者にとってその負担は軽いものではなく、日常生活に支障をきたすケースもみられ、高齢者への虐待や権利侵害、介護疲れに起因する家庭内不和やヘルパー等へのハラスメントに至る可能性もあります。そのため、家族介護者には、介護を行うに当たっての基礎的な知識や意識を持っていただくよう「介護保険ガイドブック」等を活用した情報提供や意識啓発を図ります。

特に、介護を受ける高齢者の意思決定の尊重や家族介護者の負担軽減のための医療・介護サービスの内容や手続き方法、関連する市の事業等の各種情報を定期的に発信し、適切な利用につなげます。

---

<sup>2</sup> もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組み。

## (2) 家族介護の負担軽減対策の推進

サービス事業者が高齢者を介護する場面は生活のごく一部分であり、多くの高齢者の日々の生活は最も身近な存在である家族等の協力により支えられています。

本市では、高齢者を介護している家族等を対象に、身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的としたサービスの充実を図るため、晩婚化に伴うダブルケア、男性介護者支援等の介護負担軽減対策について研究、検討に取り組めます。

### ①家族介護用品支給事業

要介護者を在宅で介護している家族の経済的負担等の軽減を図るため、市内に住所を置き、要介護4または5に認定された高齢者を在宅介護している同居の家族に対し、紙おむつ等の介護用品購入の助成券を交付します。

■事業の実績と利用見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数（人）	153	167	181	195	195	195
利用枚数（枚）	1,110	1,163	1,216	1,270	1,270	1,270

### ②家族介護慰労事業

在宅で要介護者を介護しているご家族の経済的負担軽減を図るため、市民税非課税世帯で、要介護4または5に認定された高齢者を、1年以上介護保険サービスを利用せずに在宅介護している同居の家族に対し、慰労金を支給します。

このほか、家族介護者を支援する多様な主体（介護サービス事業者、NPO法人、ボランティア団体等）の育成、介護サービスや生活支援サービスの充実等、多様なサービス提供体制の構築・充実を図ります。また、市の施策として、同じ状況で介護を行っている家族介護者同士の交流の促進に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に相談窓口の充実を図り、ひとり暮らしや、高齢者夫婦世帯、ダブルケア世帯、さらには今後出現が予想されるヤングケアラー等、それぞれの状況に応じた相談対応、家庭状況（ダブルケア世帯や男性介護者等）別の介護事例の収集・紹介を図ります。

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数（人）	0	0	1	1	1	1

### 3 ライフスタイルに適した住まいの確保支援

#### (1) 本人のニーズに対応した住環境の整備

##### ①高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎ですが、今後、独居の高齢者等の増加が続く中、住まいと住環境の整備は、高齢期の生活の維持や個人の尊厳の観点から重要な課題です。また、経済的事情や高齢であること、身寄りがないこと等の理由により、高齢者が住まいの確保に苦勞することが想定されます。地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームに関する整備などについて、必要に応じて県と連携を図っていきます。

##### ②養護老人ホーム入所措置委託事業

養護老人ホームは、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことによって、入所者が自立した生活を送ることができるよう支援する施設です。

入所に当たっては、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象とし、老人福祉法に基づき入所措置を図ります。

■事業の実績と利用見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延措置入所者数（人）	2	2	2	3	3	3

##### ③高齢者の居住環境の向上

年齢をかさね身体機能などが低下してくると、長年住み慣れた自分の住居であっても、生活に支障が生じてくることがあります。また、ひとり暮らしや、高齢者夫婦世帯、ダブルケア世帯の増加などを背景に、共同住宅やケア付き住宅などの新たなニーズも生まれています。

これらの状況を踏まえ、高齢者の居住環境の整備を支援していきます。

#### ア 住宅改修相談事業

住宅への手すり取り付け等の住宅改修を行う前に、介護支援専門員に相談し、作業療法士などの専門的支援を受け、適切な改修を図るもので、これまで介護支援専門員や住宅改修事業者に対する相談などを実施してきました。

今後、個々の状況に対応しながら、積極的に情報を提供するとともに、住宅改修の相談・支援を行います。

■事業の実績と利用見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数（件）	134	113	120	130	130	130

## イ 高齢者に配慮した市営住宅等の整備

東松島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の大規模改修時において、高齢者等の生活に配慮したバリアフリー化を実施しています。

今後は、計画的に大規模改修を行い、その際に高齢者のニーズと時代の要請に合った住宅の整備を図ります。

## ウ 有料老人ホーム等の整備状況の把握

介護・看護が必要な高齢者の方に安心して暮らせる居住施設を提供できる施設が整備されています。

■高齢者向け居住施設の整備状況 (令和5年10月末現在)

サービスの種類		現在開設中
サービス付き高齢者向け住宅	事業所数(か所)	2
	定員(床)	47
有料老人ホーム	事業所数(か所)	8
	定員(床)	109

## (2) 生活支援サービスの充実、情報提供の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の人の増加が続いており、そのような状況で、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。また、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

高齢者やその家族を中心に生活支援サービスのニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めるとともに、関係機関と協議し、新たなサービスの実施について検討します。

なお、生活支援サービスの検討に当たっては、令和4年度に介護予防・生活支援サービス検討部会、アクティブシニアの社会的参加の促進に当たっては、令和4年に海保予防ボランティアポイント検討委員会を設置しており、施策の指向・改善を進めていきます。さらに、実施しているサービスを高齢者が自分の意志で選択できるよう、サービスの内容や手続き方法等の情報提供を行います。

今後も、サービス提供体制の強化に向けて、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、まちづくり協議会等の連携の強化に努めるとともに、利用希望者とサービスのマッチング等に努めます。

## 各論 2 多職種の連携による、切れ目のない医療・介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護を中心とした多職種連携体制の充実を目指します。また、医療・介護を担う人材の確保・離職抑制やサービス基盤の充実、専門職だけではなく市民の理解促進、知識・技能向上に向けた取組みの充実を目指します。

### 1 医療・介護サービスの円滑な連携のための体制整備

#### (1) 多職種間の相互理解と知識・技能の習得

包括的・継続的マネジメント事業として、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、高齢者一人一人の状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。また、多職種間の連携強化に向けた研修会開催を引き続き支援するとともに、各専門職が共通の取組みを進めることで、多職種間の業務内容の相互理解の促進につなげます。さらに、市内で活動している介護支援専門員の組織強化を図り、長期的継続ケアや支援困難対応事例の指導助言などの活動支援に取組むとともに、介護支援専門員の知識・技能習得に向けた研修会開催の支援を継続します。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
多職種連携研修会 開催回数（回）	0	1	12	12	12	12
介護支援専門員研修 会開催回数（回）	2	6	6	6	6	6

#### (2) 課題の把握と解決策を検討する体制の整備

高齢者の在宅生活を支援するために平成 29 年度に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携を図るものです。

なお、事業内容は、以下のとおりです。

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑤地域住民への普及啓発
- ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑦医療・介護関係者の研修

平成 29 年度に設立した「在宅医療・介護連携協議会」では、毎年度「医療関係情報一覧表」を作成し、地域の事業者配布し情報を共有しています。

また、令和 3 年 10 月に設置した「地域包括ケア ICT 部会」で定めた「東松島市 ICT システム導入基本方針」に基づき、情報共有・連携ツール「ひがまつ BLUE ネット」を導入し、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの深化・推進につなげていきます。また、「ひがまつ BLUE ネット」の活用促進や課題検討など、医療・介護関係者が連携した取組みを進めていきます。

なお、ICT システムの整備に当たっては、市が実施している介護予防や保健福祉、介護保険サービスなど、関連する各種データを活用するものとします。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ひがまつ BLUE ネット参加事業者数 (か所)	—	—	55	75	95	115
ひがまつ BLUE ネットアクセス数 (回)	—	—	228,000	355,909	507,818	683,727

(3) 関係機関、広域連携の推進

高齢者の課題や住民ニーズの把握、生活支援のため、在宅医療と介護保険サービスの連携に加え、口腔衛生や服薬管理、リハビリテーションなど、幅広い関係機関との連携体制が必要となります。

今後は、訪問歯科、服薬管理等に関する相談窓口の周知、医療機関だけではなく、歯科医師や薬剤師等、高齢者の健康維持に不可欠な各機関との連携強化や取組みの充実を図ります。また、市内の機関だけで対応が困難なケースや、市外の医療機関・介護保険サービス事業者の利用も多くみられることから、関係する県や市町村、関係機関等との連携や地域ケア会議における情報共有の強化を図ります。

## 2 医療・介護サービス資源の確保

### (1) 在宅医療の供給体制の確保

在宅療養とは、診療所や介護サービス事業所などから医師・看護師に訪問をしてもらい、自宅で療養するものです。後期高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が予想されることから、病院への通院治療が難しい高齢者に対する医療として、在宅療養の重要性がさらに高まると考えられます。

今後は、高齢者が在宅でも望ましい療養生活が送れるよう、医師会等と連携しながら、本人にとって最適な治療やケアが受けられる在宅療養体制の充実を推進するとともに、県や医師会等の関係団体と連携し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指します。

また、要支援・要介護認定者の医療・看護ニーズに柔軟に対応できるよう、必要とされているサービスの把握や在宅医療の課題の把握・整理を図り、地域のニーズに対応した新たなサービス供給につなげていきます。

### (2) 介護人材の確保

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護人材を安定的に確保するための取組みが重要です。そのため、各職域団体と連携した専門教育機関への働きかけを中心とした取組みを推進します。また、本市で介護に携わることを希望する方が増えるよう、魅力の発信や独自の体験プログラムの提供に努めるとともに、新たな介護人材の育成に向け、石巻地区老人福祉施設協議会等の関係機関の意向を把握しながら、奨学金の活用促進や返還支援、安心して働き続けられる職場環境づくりの支援、離職防止や悩み事の解消のための相談支援、有資格者の就職促進に向けた就労環境の整備を支援します。

なお、これらの取組みに当たっては、本市だけではなく、石巻圏域定住自立圏構想として一体的な取組みを進めます。

また、県と連携しながら、外国人材の活用等を含め必要な施策の取組みを検討していきます。

#### ■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
奨学金返還支援事業 助成金助成延べ人数 (人)	50	62	84	94	104	114

### (3) 医療・介護サービス基盤の充実

本市における医療・介護のサービス基盤の整備状況については、令和5年10月末現在、市内に開設中の居宅系サービスは63事業所、地域密着型サービスは17事業所、施設系サービスは4施設となっています。

なお、令和2年度末には小規模多機能型居宅介護が1施設開設されたほか、地域密着型介護老人福祉施設1施設が広域型に転換されました。また、令和4年度には訪問看護ステーションが1事業所開設されており、サービス提供基盤が充実してきています。

高齢者の生活を総合的に支えることができる体制が整備されてきており、今後は、地域のニーズを考慮し、新たなサービスの導入や社会資源も合わせた一体的な基盤整備を検討していきます。

施設整備については、周辺地域にも介護老人施設が整備されてきており、第9期計画期間中の新設は行わないものとします。

なお、小規模多機能型居宅介護については、利用登録定員が決まっており、定員を満たす見込みがある場合に機能拡充等の柔軟な対応を検討していきます。

■居宅系サービスの基盤整備

サービスの種類		現在開設中
訪問介護	事業所数（か所）	11
訪問入浴介護	事業所数（か所）	2
訪問看護	事業所数（か所）	3
訪問リハビリテーション	事業所数（か所）	2
通所介護（デイサービス）	事業所数（か所）	12
通所リハビリテーション	事業所数（か所）	1
短期入所生活介護	事業所数（か所）	3
短期入所療養介護（老健）	事業所数（か所）	1
福祉用具貸与	事業所数（か所）	1
居宅介護支援・介護予防支援	事業所数（か所）	27
合計	事業所数（か所）	63

■地域密着型サービスの基盤整備

サービスの種類		現在開設中
認知症対応型通所介護	事業所数（か所）	1
	定員（人）	12
小規模多機能型居宅介護	事業所数（か所）	3
	定員（人）	87
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者（グループホーム））	事業所数（か所）	5
	定員（人）	54
地域密着型通所介護（デイサービス）	事業所数（か所）	8
	定員（人）	113
合計	事業所数（か所）	17
	定員（人）	266

■施設系サービスの基盤整備

サービスの種類		現在開設中
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	施設数（か所）	3
	定員（人）	134
介護老人保健施設	施設数（か所）	1
	定員（人）	100
合計	施設数（か所）	4
	定員（人）	234

（４）緊急事態の事前対策の推進

近年のコロナ禍の経過や取組み等を検証し、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症流行に備えて、市を中心とした緊急連絡や情報共有の体制整備を進めます。また、地震や風水害等の大規模災害発生時に備えて、浸水想定区域をホームページで公開して周知を図るほか、令和6年度より事業所の義務となった業務継続計画（BCP）について、未策定事業所・新規事業所が確実に策定するよう周知を行うとともに、市内事業所全体に向けて必須となる研修及び訓練等の周知を進めます。さらに、各事業所のBCPが実効性のあるものとなるよう、事業所におけるBCP点検・改定に向けた支援についても、国の動向等を見ながら必要性を検討します。

### 3 在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発、相談機能の強化

#### (1) 在宅医療・介護連携に関する情報発信、講習会等への参加促進

医療・介護に関する制度やサービスの内容、手続き方法を地域住民に周知するため、パンフレットを活用した情報発信を図ります。また、講習会やイベント等、様々な機会を活用するほか、多職種が参加する研修会等への参加促進できるよう、より多くの住民が関心を持てるよう、効果的な情報発信に努めます。さらに、地域包括支援センターへ気軽に相談できるよう、業務・活動内容の広報や相談しやすい雰囲気づくり、情報提供に努めます。

#### ■事業の実績

単位	第8期	第9期	補足
介護サービスを在宅で受けながら生活できると考えている方の割合 (%)	37.5	36.7	ニーズ調査「将来介護が必要となった場合に希望する介護」の質問に対し、「自宅で介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して、ヘルパーなどの専門職から介護を受けたい」と回答した人の割合

#### (2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを支える拠点として、要介護者支援や介護予防、福祉、医療など総合的な観点から、高齢者やその家族の支援のための業務を実施しており、本市では3か所運営しています。

日常生活圏域ごとにセンターを設置しておりますが、今後、高齢者人口や認知機能が低下した高齢者の増加も見込まれる中、その圏域の「広さ」や「特性」などに応じて、センターの機能強化を図るとともに、これまでの仕組みにとらわれることなく、センターが役割をしっかりと担える体制づくりに取組んでまいります。

高齢者の相談窓口とする「断らない相談」を柱の一つとして、高齢者やその家族からの多様な相談を受け付けるとともに、医療・介護に関する相談支援や認知症の人への支援体制の構築、地域ケア会議の充実など、求められる役割が質・量ともに増加していく中で、地域包括ケアシステムの深化・推進の拠点として十分に力を発揮できるような体制強化が求められることから、専門職人材、事務員を配置して「在宅医療・介護連携事業強化センター」、「認知症施策（共生）強化センター」、「認知症施策（予防）強化センター」を各1か所設置し、体制充実を図ります。また、市は、国評価指標である「地域包括支援センター報告（評価）書」を活用し、センターのPDCAサイクルの取組みによるサービスの質の向上のための必要な改善を継続的に図るとともに、介護予防ケアプランを作成するための事業所指定や生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等との連携強化等のセンター職員の業務負担軽減を推進します。

#### ■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み		計画値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター設置数（か所）	3	3	3	3	3	3
相談対応延べ件数（件） ※総合相談＋権利擁護	20,292	29,019	30,786	31,709	32,660	33,640

### (3) 包括的な相談支援体制の整備（地域支援事業）

認知症、8050問題<sup>3</sup>、ダブルケアなど、複雑化・複合化した要因が含まれる相談への対応が増加していることから、分野横断的に対応するためにも多職種・多機関が連携し、一体となって課題解決を図る体制を強化する必要があります。

地域包括支援センターでは、保健・医療・福祉の知識を有する職員を配置し、高齢者やその家族の生活不安を中心に幅広い相談に対応します。また、介護サービス等の苦情の受け付けについても窓口となって対応しており、健康や介護サービス等に関する住民の不満や不安を解消するよう、住民の立場に立ったきめ細かい対応に努めています。

多機関の協働による包括的支援体制構築事業により、東松島市社会福祉法人連絡会による「福祉なんでも相談窓口」を令和元年に設置するなど、機能拡充を図りました。

今後は、地域における様々な関係者との連携体制の充実を図り、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、支援方針に基づく様々なサービス等の利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、多機関協働による制度横断的・多面的な支援を展開します。さらに、在宅医療と在宅介護サービスの連携による在宅での看取りや認知症高齢者の在宅支援体制の確立を検討します。

### (4) 重層的相談支援体制の整備

複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、分野や対象を問わない身近な相談窓口で、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供、分野を横断した包括的な支援体制を整備するため、多様な関係機関との連携を強化する「多機関協働事業」やコミュニティ・ソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援（問題を抱えている方に福祉サービスをつなげる等）など、福祉関係機関だけでなく、地域住民や事業者など、多様な主体で地域を支えていくネットワーク機能を強化するため、重層的相談支援体制の整備について検討を進めます。また、高齢者や介護者の状況や望むことは一人一人異なっており、その困りごとにも介護・虐待・社会参加など多岐にわたります。

本市では、こうした困りごとの解決のため、地域包括支援センターやくらし安心サポートセンターなどの相談窓口を設置しています。

困りごとを抱えた高齢者や介護者が気軽に相談できるよう、相談窓口への物理的・心理的な障壁を減らすことが必要であり、地域の方々が日頃から身近な高齢者のことを気にかける関係性を築けるよう後押しするとともに、相談先で迷わないよう、どの相談機関でも地域の気付きを受け止める仕組みや体制づくりに取組むとともに、相談窓口について、場所や機能をより分かりやすく周知します。

---

<sup>3</sup> 80代の親が50代の子供の生活を支える社会問題こと

### 各論3 本人や家族が安心して生活を継続できる、認知症支援体制の充実

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

国では、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）が成立し、認知症の人を含めたすべての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進しているところです。

本市では、国の「認知症基本法」や「認知症施策大綱」に基づき、認知症への備えとしての普及啓発や取組みを進めていきます。また、認知症の人をはじめ、家族や地域住民といった、一人一人が住み慣れた地域で尊厳が守られ、希望を持って暮らし続けることができる共生社会の実現を目指します。

#### 1 認知症予防の取組みの促進

##### (1) 認知症の正しい理解と普及啓発、予防の促進

認知症の人ができる限り自宅で生活できる環境を整えるためには、介護する家族にとっても、まずは認知症そのものに対する地域住民の理解が必要です。また、現在元気な高齢者でも、「認知症リスク」のある高齢者が56.0%みられることから、認知症の予防に取組んでいただく必要があります。

認知症について過度に恐れる気持ちを持つ方も少なくありません。このことは、認知症当事者から周囲の方を遠ざけてしまう原因になるだけでなく、早期の相談や診断を妨げる要因になってしまいます。

そこで、「認知症サポーター養成講座」や「認知症サポーターステップアップ講座」、「認知症普及啓発イベント」の実施により、認知症に対する正しい知識と理解を深めるとともに、認知症あんしんガイドなどを活用し、認知症に関する基礎的な情報の提供と相談窓口の周知を進めます。

認知症当事者（ピアサポーター）の本人発信の機会の充実について検討を行います。さらに、高齢者自身の認知症予防に向けて、介護予防教室における予防活動と併せて、地域の身近な場所で気軽に参加できるサロン活動の促進を図り、自主的な参加につなげます。また、市内の認知症カフェの取組みの紹介や認知症当事者の声を聞く場の機会等、多くの住民に関心を持っていただき、認知症に備える取組みを促進します。

■事業の実績と利用見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座受講者延べ人数 (年間受講者数)	4,417	4,625	4,882	5,000	5,200	5,400
ステップアップ講座 開催数(回)	0	2	5	5	5	5
ステップアップ講座 受講者数(人)	0	25	75	75	75	75

## 2 認知症の初期からの支援体制の整備

### (1) 早期発見の体制整備

認知症は、初期の段階で治療につなぐことで、症状の進行や重度化を遅らせる可能性が高くなります。また、本人が治療やサービスを自らの意思で選択し、自分の意思でライフスタイルを選択することが可能となります。

本市では、令和4年より「認知症施策推進コーディネーター」を1名配置し、認知症支援の体制を強化しています。

今後の認知症の早期発見・早期治療に向けて、身近な家族や知人が認知症の症状に気付けるよう、DASC-214を活用した認知症の早期発見やその後の専門医の受診勧奨、手続き方法等、関連する情報の周知を図ります。また、かかりつけ医等の医療機関においても、早期発見・早期治療につなげる体制の充実を図ります。さらに、これまで地域で培われてきた認知症の人を支える取組みを整理し、認知症の人やその家族、地域住民に対して認知症の生活機能障がいに応じた支援内容を体系的に紹介する「認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）」を活用し、地域で認知症を支えるための流れ・手続きを周知します。

#### ■事業の実績

単位	第8期	第9期	補足
物忘れが多いと感じている高齢者の割合（%）	43.3	42.6	ニーズ調査物忘れが多いと感じるか」の質問に対し、「はい」と答えた割合

### (2) 認知症を含む悩みの相談体制の整備

認知症は、家族や医療機関が気付くだけでなく、本人や家族が第三者に相談することで症状に気付くことがあります。一方、アンケート調査では、認知症に関する相談窓口を知っている割合は3割未満となっています。そのため、今後は、地域包括支援センターをはじめとした認知症に関する相談先の周知を図るとともに、相談窓口において相談内容の根底に潜む認知症に気付けるよう、担当職員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携や情報収集体制の充実を図ります。また、相談を受けた本人や家族に対して、継続して対応できるよう、情報の管理や職員間の情報共有、対応策の検討を図ります。さらに、地域社会の中で、認知症の人を支援できるよう、「認知症地域支援推進員<sup>5)</sup>」の育成・充実を図るとともに、その活動や相談先としての役割を地域住民に周知するよう、地域の活動への参加や情報発信に努めます。

#### ■事業の実績

単位	第8期	第9期	目標
認知症に関する相談窓口を知っている割合（%）	30.4	28.7	ニーズ調査「認知症に関する窓口を知っていますか」の質問に対し、「はい」と回答した人の割合

<sup>4</sup> 「認知機能障害」と「生活障害」を把握し、認知症を検出し、重症度を評価するアセスメントツール。

<sup>5</sup> 地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員です。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置されます。本市においては、医療・介護に従事する方なども推進員として活動しています。

### (3) 身近な認知症専門チームによる支援の充実

後期高齢者の増加により、認知症の人は今後も増加することが予測されています。

本市では、令和4年度から、市内3か所の地域包括支援センターにおいて、それぞれが、支援対象者の状況に応じて、「認知症集中初期支援チーム」を編成し、医療サービスや介護サービスにつなげるなどの活動をしています。

今後、相談を受けたときには、認知症本人の実態把握を強化して認知症の早期診断・早期対応とともに、認知症地域支援推進員による相談対応等より認知症になっても生活できる地域の実現を目指します。

## 3 認知症の人と家族の日常生活を支援する仕組みの充実

### (1) 認知症の人の生活支援

地域社会での支援体制として、平成26年度より「東松島市高齢者 SOS ネットワーク事業」、令和2年度からは包括連携協定を結んでいる(株)ソフトバンクの協力をいただき「オレンジ・セーフティ・ネット<sup>6</sup>」を導入しています。また、令和4年度から「チームオレンジ」が2団体設立され、認知症等で行方不明となる心配のある高齢者見守り体制を強化したほか、地域での見守りや声がけなど、異変を早期に発見し適切な支援につながる体制を進めています。さらに、認知症カフェを開催し、認知症の人やその家族にとっての情報収集や交換を行っているほか、自宅での支援として、本人の状態に応じた介護サービスの利用促進を行っています。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で過ごしていくためには、認知症と診断される前と変わらない生活や近隣の方々とのつながりを続けていくことが重要です。

今後の希望を活かす場や機会をつくることで、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。また、介護の現場で認知症の人に直接関わる職員を対象に、全員が認知症基礎研修を受講するよう、事業所に働きかけます。

#### ■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オレンジ・セーフティ・ネット検索協力者(人)	57	62	129	140	150	160
オレンジ・セーフティ・ネット登録者数(人)	37	43	57	70	80	90
認知症カフェ設置数(か所)	4	5	6	7	8	9
チームオレンジ団体数(団体)	0	2	5	6	7	8

<sup>6</sup> スマートフォンアプリを使い、認知症により行方不明となった高齢者を検索協力者の協力いただきながら検索する仕組み。

## (2) 家族介護者への支援体制の充実

認知症の人が地域での生活を続けるために、家族による支援は重要ですが、家族にとって大きな負担となるものです。

今後は、家族介護者への負担軽減に向けて、認知症カフェの開催による家族の交流や、チームオレンジによる多面的な支援を行います。また、自宅で介護するための知識をあらかじめ知っておくため「認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）」を活用した介護教室や講座を企画・開催していきます。

## (3) 権利擁護の制度整備

### ①高齢者の虐待防止の取組み

厚生労働省が毎年実施している調査では、養護者・介護施設従事者等による高齢者虐待の通報件数は増加傾向となっています。高齢者虐待は様々な要因が複雑に絡み合っていることが多く、その解決のためには市だけではなく、各関係機関と連携した対応が必要不可欠となっています。また、高齢者や介護者を孤立させず、地域全体で見守り・支えていくこと等により、虐待が起きにくい環境を整備していくことも重要で、虐待防止に向けて、相談窓口の周知や地域のネットワークづくりを推進しております。

今後も、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、虐待が発生する家庭の状況や地域環境を把握し、関係機関との情報共有や連携、家族の介護負担軽減や高齢者の健康維持のための適切な医療・介護サービスの利用促進など、事態の重度化を防ぐ適切な支援に努めます。また、地域包括支援センターが、きめ細かに対応するよう努めます。

### ■事業の実績

単位	実績		見込み
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数（養護者）	61	30	30
虐待認定件数（養護者）	34	16	20
虐待認定件数（施設）	1	0	1

### ②高齢者の権利擁護（成年後見制度、権利擁護事業）

ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、意思表示や財産の管理が難しい方の支援や、犯罪・悪徳商法から高齢者を守る取組みについても重要度が増しています。また、地域包括支援センターを中心として、警察・医療機関・民生委員・施設など、行政と地域・各団体機関が連携した権利擁護ネットワークを構築し、高齢者等の権利擁護システムづくりを推進します。さらに、関係する各機関と連携し、権利擁護の司令塔機能、事務局機能、進行管理機能を担う「中核機関」の設置を検討し、ご自身での意思表示や財産管理が難しくなった方について、成年後見制度をはじめとした意思決定支援制度が効果的に活用されるよう、支援者や家族への周知、成年後見制度申立て支援など、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。特に、認知症は誰もがなりうるものであり、現時点で確実に防ぐ方法や正確に発症を予測する方法は存在しません。いざそうなったときに自分や家族が戸惑わないよう、財産の管理や引き継ぎ、望む医療や介護のかたちなどについて、事前に考え、話し合うことの重要性について、普及啓発を推進します。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度市長申 立件数（高齢者） （件）	0	2	2	5	7	9

③日常生活自立支援事業

東松島市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症の人や知的障がいのある方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その権利擁護に資することを目的とした事業を行っています。

主に、福祉サービスにおける情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払、苦情解決制度の利用援助、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

今後も、制度の内容や利用方法についての広報・周知を図り、認知症の人等への生活支援を推進します。

（４）若年性認知症の人への支援の充実

認知症は高齢者に限らず若い世代にも発症するケースがあり、18歳から64歳に発症する認知症は「若年性認知症」と呼ばれています。

今後は、県と連携し、認知症地域支援推進員を中心に若年性認知症も含めた認知症の相談・支援体制を構築し、若年性認知症について一般市民への理解を深めるとともに、現役世代である本人の就労継続や仕事復帰、家族への支援につなげるなど、特段の配慮と適切な対応に努めます。

## 各論4 住民の自主的な、健康づくり・介護予防活動の促進

健康的な生活を一日でも長く続けられるよう、介護予防や健康増進の取組みを促進するとともに、地域の高齢者が集い、ともに健康の維持・増進に取り組むための拠点・体制の整備、高齢者の生きがいづくりに向けた支援策の充実を目指します。

近年では、いきいき百歳体操やサロンといったいわゆる「通いの場」や趣味の活動だけでなく、ボランティア活動や就労などの「役割」を持った活動を望む方も増えてきています。

社会参加の多様なニーズを前提に、一人一人が自分に合った「交流」や「活躍」の場を見つけられるような支援が重要になっています。

なお、令和2年度から続いたコロナ禍の影響により、屋外での活動や人が集まって行う活動を抑制・休止してきましたが、行動制限の解除を受けて、市民が自身の健康づくりや介護予防、地域での活動を改めて考え、自分に適した取組みに積極的に参加できるよう、活動の促進を目指します。

### 1 健康づくり・介護予防の推進

#### (1) 健康づくり・介護予防の啓発

健康づくり・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布や出前講座、健康教室の開催等により、地域における自主的な環境づくり・介護予防の活動を支援しています。

今後は、高齢者とその家族に対して、健康で自立した生活を送れるよう、ホームページや市報、動画サイト等を活用して介護予防の取組みの普及啓発を図るとともに、介護予防意識の向上、介護予防に関する情報提供に努めます。また、介護予防に関する講演会やセミナー等を実施し、市民に向けて広く「介護予防」の啓発を行います。さらに、各講演会やセミナー等の参加状況やイベント後のアンケート等により、市民ニーズの把握に努めます。

#### ■事業の実績と実施見込み

	単位	実績		見込み		計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座	開催回数(回)	29	30	75	75	75	75
	参加延人数(人)	450	465	1,166	1,200	1,200	1,200

#### ■事業の実績

単位	第8期	第9期	目標
主観的健康感が低い高齢者の割合(%)	14.6	17.3	ニーズ調査「現在のあなたの健康状態はいかがですか」の質問に対し、「あまりよくない」「よくない」と回答した人の割合

## (2) 健康づくり・介護予防の自主活動の促進

地域での自主活動を促進するため、健康づくり・介護予防に関する知識向上のための研修会等を実施し、ボランティアが地域で活動できるよう支援しています。

今後も、市内各地での通いの場や介護予防教室等、住民主体の地域活動組織の立ち上げや活動を支援していきます。また、介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防を推進する地域活動組織の育成・支援のための事業などを実施するほか、ボランティア活動による介護予防、認知症予防の活性化に向けて、ポイント制度の検討を行います。さらに、地域での介護予防の取組みについて、効果を測定する客観的な評価方法の導入を検討します。

### ■事業の実績と実施見込み

単位		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体のいきいき百歳体操	活動団体数(団体)	65	66	69	69	70	71
	活動参加数(人)	1,361	1,373	1,406	1,427	1,448	1,469
	高齢者参加率(%)	11.5	11.5	11.8	11.9	12.1	12.2
ふまねっと介護予防教室活動参加者数(人)		1,047	857	840	840	840	840

### ■事業の実績

単位	第8期	第9期	目標
転倒に対する不安がある高齢者の割合(%)	11.2	13.5	ニーズ調査「転倒に対する不安が大きいですか」の質問に対し、「とても不安である」と回答した人の割合
週に1回以上外出している高齢者の割合(%)	5.6	5.7	ニーズ調査「週に1回以上は外出していますか」の質問に対し、「ほとんど外出していない」と回答した人の割合

## (3) 介護予防・重度化予防に対する専門的な支援の推進

### ①一般介護予防事業

#### ア 介護予防把握事業(地域支援事業)

事業の対象となる高齢者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

地域包括支援センターや市高齢障害支援課等での相談のほか、住民同士のつながりから得られる情報を含め、様々な関係機関からの情報、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用して、何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し、その際に基本チェックリストを活用して介護予防事業やサービスへつなげます。

### ■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本チェックリスト把握件数(件)	77	189	358	450	450	450

## イ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

生活機能の低下した高齢者に対して「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、生活環境の改善や、日常生活の活動を高め、地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所や出番づくり、家庭や社会への参加などを促し、生きがいや生活の質の向上などの取組みを支援するために、リハビリテーション専門職等と連携し、地域での介護予防活動への派遣や短期集中予防サービス（訪問型サービスC）の実施など、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係医療機関、介護事業所等の連携強化を図ることで、効果的に介護予防の取組みが推進できるよう体制を整備していきます。

### ■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスC 利用件数（件）	1	3	4	6	8	10

## ②介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者や基本チェックリストで取組みが必要とされた高齢者を対象に、訪問型、通所型の介護予防サービスとともに、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供するものです。

事業は「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成され、本市では「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「介護予防ケアマネジメント」の3事業を実施しています。

今後は、令和5年1月に設置した介護予防・生活支援サービス検討部会において運営方法や地域別の取組み方針等の検討を進め、本市におけるより効果の高い事業のあり方を検討します。また、地域での介護予防を支援する社会資源の発掘や育成に努め、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組む体制づくりを推進していきます。さらに、総合事業対象者を的確に把握するとともに、既存事業について、より多くの対象者に利用していただくよう支援します。

## 2 地域における健康づくり・介護予防の拠点づくり

### (1) 多世代が参加できる活動拠点づくり

健康づくりは、高齢者だけではなく現役世代、さらには小中学生から意識を持って、参加できるものです。さらに、子どもから高齢者まで、多世代が交流しながら健康づくり・介護予防に取り組むことで、住民同士のつながりも強まり、身体だけではなく心の面でも健康的で豊かになります。

今後も、市内に8か所整備されている市民センターを中心に、市内各地の集会所を体操やサロン活動の拠点とし、あらゆる年齢層の住民が集い、心身の健康づくりにつなげます。

なお、これら地域での活動に男性の参加が少ない傾向がみられるため、男性が参加しやすい雰囲気づくりや活動内容を検討します。また、令和2年度から令和4年度にかけて、コロナ禍により市民の集いや交流が制限されてきたことから、参加できなくなった高齢者への参加を呼び掛けるとともに、これまで参加してこなかった高齢者が新たに参加できるよう、市の広報誌やホームページ等を活用し、意識の高揚に努めます。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区健康教室等 (母子・成人・栄養) 実施回数 (回)	59	45	48	50	50	50
参加人数 (人)	940	637	650	760	760	760

### (2) 健康づくり・介護予防人材の育成

本市では、住民による健康づくり・介護予防の促進に向けて、食生活改善推進員や各自治会所属の保健推進員等を中心とした健康づくり・介護予防活動が続けられています。また、高齢者が参加者としてだけではなく、活動の中心を担い、地域のリーダーとして活動することで、健康づくり・介護予防に加えて生きがいづくりにもつながります。

今後は、既存の地域活動を支援するとともに、元気な高齢者や現役世代を対象に、地域の健康づくり・介護予防活動のリーダー人材として活動してもらえるよう人材育成を図ります。

■事業の実績

単位	第8期	第9期	目標
幸福度が高い高齢者の割合 (%)	39.7	40.2	ニーズ調査において、「あなたは、現在どの程度幸せですか(0~10点)」の質問に対し、「8~10点」と回答した割合
地域づくりを進める活動に、企画・運営者として参加している高齢者の割合 (%)	5.9	5.1	ニーズ調査において、「地域づくりを進める活動に参加してみたいと思いますか」の質問に対し、「企画・運営者として参加している」と回答した人の割合

### (3) 社会活動の継続・促進

#### ①通いの場活動への支援

高齢者の活動機会と交流機会の提供、閉じこもり予防などを目的に実施されている、市内各地域の集いの場活動を支援していきます。

通いの場活動は東松島市社会福祉協議会が中心となって開催を支援していますが、市内全域での活動の活性化を支援します。さらに、活動による介護予防効果を測定する客観的な評価方法の導入を検討します。

#### ■事業の実績

単位	第8期	第9期	目標
スポーツ関係のグループやクラブに参加していない高齢者の割合(%)	49.6	59.0	ニーズ調査において、「スポーツ関係のグループやクラブにどの位の頻度で参加していますか」の質問に対し、「参加していない」と回答した人の割合
趣味関係のグループに参加していない高齢者の割合(%)	45.3	55.9	ニーズ調査において、「趣味関係のグループにどの位の頻度で参加していますか」の質問に対し、「参加していない」と回答した人の割合
家族や友人以外で、何かあった時に相談する相手がない高齢者の割合(%)	37.5	35.1	ニーズ調査において、「家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手」の質問に対し、「いない」と回答した人の割合

#### ②老人クラブ活動への支援

老人クラブは、地域活動の担い手としてその活動、役割などが期待されています。

今後も活動の輪がさらに広がるよう、各クラブの活動内容についての広報の充実やリーダーの育成、多くの高齢者が参加しやすい活動の導入支援など、誰もが気軽に自発的に参加できる老人クラブづくりを推進します。また、老人クラブ連合会と連携して、年齢、体力などに応じた多様な活動の促進、単位クラブ間の交流など老人クラブの活性化を支援します。さらに、比較的若い年代からも入会しやすくなるよう、新規加入者のニーズにあった活動メニューの展開を支援します。

#### ③生涯学習・スポーツ・趣味創作活動の支援

年齢、体力・健康状態、就労状況、社会経験、趣味などの高齢者のニーズに合わせて、高齢者の一人一人の自己実現のために生かされる多様な活動機会の提供を進めていきます。さらに、多様化する高齢者ニーズに対応すべく、関係機関との連携により、各種活動の指導者や運営ボランティアの育成と確保に努めます。

#### ア 生涯学習

教育、保健、福祉、産業等様々な分野の機関の連携のもと、健康、生きがい、趣味、教養、社会奉仕などの生涯を通じた生活課題の解決に役立つ学習機会を提供します。

今後も、多種多様な学習機会の場の確保に努めるとともに、指導者の養成・確保、あらゆる学習情報の収集提供への働きかけ、情報交換を行う場と環境づくり、研修会の開催、高齢者の学習ニーズの把握及び新たな学習機会の提供など、より多くの高齢者の参加を促す学習支援策を講じます。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
世話やきセミナー 実施数（件）	63	92	102	120	130	150
リーダースバンク 登録者数（人）	37	35	43	46	48	50

イ スポーツ・趣味創作活動

高齢者がスポーツ・レクリエーションに取組みやすく、運動機能の維持・向上を図れるよう関係課と連携しながら多様な社会参加機会を充実していきます。また、高齢者が多彩な趣味を持てるように市民センター等主催の趣味講座などを広報するとともに、創作活動については高齢者の機能訓練的な活動の観点も含めて推進していきます。さらに、年齢層の広がりや趣味の多様化に対応するため、活動内容のニーズ把握を進めます。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
体力測定参加人数（人）	47	79	100	100	100	100
スポーツ大会 (ペタンク) 参加人数(人)	42	50	87	90	90	90

④老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者への各種相談・教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で生きがいのある生活を営んでいただくための役割を担うものです。

今後も、地域の高齢者同士を結ぶコミュニティの活動拠点として、介護状態にならないための介護予防推進・生きがい活動の拠点として、老人福祉センターの有効活用を図ります。

⑤高齢者の就労支援

多くの企業では、定年の延長が進められ、65歳や70歳まで就労していく高齢者が今後も増えていくと考えられます。また、平均寿命が延びていくことで、本人の生きがいづくりや経済的な理由など、多様な理由で就労を希望する高齢者が増えていくことが考えられます。

今後は、企業における高齢者の就労継続を促進するとともに、シルバー人材センターでは多種多様な経験を持つ高齢者の登録を進め、高齢者が活躍できる就労機会の確保・拡大に努めていきます。

## ⑥交流の促進

多世代間の交流は、日常的に接しない年齢層の人たちと交流することで、高齢者にとって様々な刺激を受ける機会となります。また、地域文化・伝統の伝承などにおいて、高齢者には自らの持つ無形の財産を次世代に伝えていくという大きな役割が期待されます。

これらの活動は、各地域において主体的に行われるものですが、地域間の取組みに差が生まれまいよう、各地域の情報を共有しながら地域間交流が進むような活動の支援を行います。

### ア 世代間交流の推進

市内各地の地区自治会における行事等において、地域それぞれの交流活動が行われています。

今後も、地域での子ども会と老人クラブによる昔遊び、伝承活動などをはじめ、福祉施設と保育所・幼稚園などの交流事業やボランティアによる慰問活動など、高齢者と若い世代との交流を図る事業を推進していきます。また、人と人とのつながりが地域のつながりへと発展し、地域の新たな魅力の創出につながることも期待されることから、世代を超えてすべての市民が支え合える地域の実現を目指し、地域における世代間交流の拡大を図っていきます。

### イ 高齢者支え合い活動支援

地域における高齢者相互の相談相手や話し相手、安否確認などに大きな効果が期待できることから、地域において高齢者同士が、見守り合い、互いの安否を確認し合う行動を日常的に行っていくよう、普及・啓発を図ります。また、行政機関や地域のNPO、事業者等との間の定期的な情報共有及び連携・協働の場として、まちづくり協議会単位の「第2層協議体」は全地区で設置が完了し、現在は自治会単位での「第3層協議体」設置を進めています。今後は、全自治会への「第3層協議体」設置を図ります。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3層協議体設置数 (団体)	22	38	50	55	60	65

### ウ 敬老事業への支援

高齢者が長く社会に貢献してきた功労者であることへの敬意と感謝の心を忘れないよう、敬老意識を高めるとともに、高齢者同士の交流と親睦を図るため、敬老の日を中心に、各地区で敬老会の開催等が行われています。

今後も、地域における敬老意識の高揚と高齢者福祉の増進を図ることを目的として、市内各地域において実施する敬老事業を支援していきます。

## エ 敬老祝金・特別敬老祝金支給事業

敬老祝金は、該当年の9月1日現在に本市に居住し、77歳、88歳の誕生日を迎えられる方々に、また、特別敬老祝金は100歳の誕生日を迎えられ、誕生日まで引き続き3年以上市内に住所を有した方に対し、敬老の意を表して、支給されるものです。

今後も、高齢者に対する敬意を払い、高齢者にとっても生きがいの一つとなるよう、支給方法や内容を検討しながら、本事業の継続を図ります。

### ■事業の利用実績と見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給人数(人)	624	545	712	870	966	994
77歳(人)	417	333	466	597	645	658
88歳(人)	203	200	237	249	297	283
100歳(人)	4	12	9	20	20	20

## 各論 5 住民同士の絆を基に、安心して暮らし続けられる「共生型社会」の充実・進化

今後もひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれることから、地域での支援体制や災害・犯罪等から高齢者を守る体制の充実を目指します。また、地域で高齢者を支え、見守る多様な支援体制や地域活動に参加できる仕組みの充実を図り、いつまでも地域の中で安心して暮らしていくことができる「共生型社会」の充実・進化を目指します。

### 1 地域住民による支え合い、多様な生活サービスの充実

#### (1) 地域の自主活動の活性化

地域包括ケアシステムの構築には、保健・医療・福祉・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を進めるとともに、地域住民からの協力が不可欠です。

本市では、地域における支え合いやボランティア活動などの自主的な活動を促進するとともに、地域資源として統合・ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的に支援する地域づくりや生活支援体制づくり、活動主体のリーダー育成を推進します。また、東日本大震災以降、災害時には地域住民による助け合いの重要性が再認識されていることから、日常から緊急時まで、住民同士が支え合える地域の実現を目指します。

市は、各地域の少子化、高齢化、人口減少等を踏まえ、市や各市民センター、自治会等が地域ごとの課題、理想の姿を共有し、市民協働のまちづくりについて共通認識を持てるような検討の場を設けるほか、地域での自主活動を支援する人材の確保・育成を進め、支援が必要な地域へのサポートを図ります。また、自主活動に活用できる、地域資源の発掘に努めます。さらに、活動促進に向けて、各地域で活動している集落支援員や復興まちづくり推進員との連携により活動事例の共有化を図り、施策の指向・改善を進めていきます。

#### (2) 多様な主体による生活支援サービスの創出

望む暮らしは人それぞれ異なっており、抱える課題も千差万別です。そのため、望む暮らしと課題のギャップを埋めるための「支援」のあり方も、定型的な介護保険サービスだけでなくすべてカバーすることは困難です。健康づくり、買い物支援、外出支援、見守り・安否確認など、民間事業者や地域住民など多様な主体と連携しながら、地域に寄り添った柔軟なサービスを展開することが求められています。

今後は、各地区の協議体（第1層から第3層）において「生活支援コーディネーター」を中心に、地域に必要な支援・サービスを検討できる仕組みづくり、民間事業者が地域の困りごとの解決に関わりやすい体制の構築を進めるとともに、地域住民や民生委員と地域の高齢者のつながり強化に向けた取組みを検討します。

なお、サービスの検討・創出に当たっては、地域ケア会議と連携し、高齢者の抱える様々な困りごとについて、地域包括支援センター・認知症地域支援推進員・医療従事者・介護従事者・リハビリ専門職・民生委員・家族介護者・市民・市職員等、多くの主体が参加し、多面的な検討により、効果的な課題解決を目指すものとします。さらに、地域で活動している各種活動（社会資源）の情報は随時更新し、関係者に提供します。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第3層協議体（兼地域ケア会議）開催数（回）	71	111	116	122	128	128

(3) 見守りが必要な高齢者を地域で支える仕組みづくり

①高齢者等緊急通報システム貸与事業

日常生活を営む上で、常時見守りが必要な高齢者等へ緊急通報機器を貸与することで、日常生活上の安全の確保と精神的な不安解消を図ります。事業の利用が必要と認められた場合、家庭用緊急通報機器を自宅に設置し、急病等の緊急時に、本人からの通報や不動センサーにより協力員等に通報し、速やかに救援活動を行うものです。

今後も高齢者が安心して生活できるよう必要な高齢者の把握、事業の効果の周知等により、事業を推進していきます。また、システムや操作上の問題が報告されることから、システムの改善や更新、通報機器のモバイル化など利便性の向上について検討します。さらに、地域住民による見守りの実施を呼び掛けます。

■事業の実績と利用見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
機器設置台数（台）	47	51	56	60	65	70
通報件数（件）	69	49	50	50	50	50

②高齢者のための防災・防犯対策

東日本大震災を経て、高齢者の災害に対する不安や災害時支援への関心は高い状態が続いています。本市では、災害時や緊急の際に支援を要する、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等（災害時避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、連絡体制や避難誘導體制等の充実を図ります。また、高齢者を含めた全市民の生活の安心・快適さを守るため、消防・警察や関係機関と連携を深め、総合的かつ計画的な防災・防犯体制の整備に努めます。

ア 防災対策

地震や津波、水害などの災害やその他の緊急時に備え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の把握に努めるとともに、被災時における高齢者の支援体制の充実など総合的な防災対策にも取り組んでいます。さらに、震災の経験も踏まえ、民生委員を中心とした見守り活動、地区の自主防災組織における高齢者の支援体制づくりなど、地域における住民の取組みの一層の充実を図ります。

## イ 災害時避難行動要支援者情報登録者名簿の整備

令和3年5月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行されました。

このことを受け、本市では、高齢者や障がい者など、災害が発生した際やその恐れがある際に自力で避難が困難な「避難行動要支援者」の避難支援（安否確認、避難誘導）を行うために、福祉関係者や地域の民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携して、「避難行動要支援者個別避難計画支援プラン」を作成します。また、個別避難計画の活用や登録者名簿に基づく情報を関係各課や消防署、消防団、自主防災組織、地域の民生委員などの関係者と共有することにより、災害時に備えていますが、今後は、名簿の取扱いについて、市と各地域で協議を進めていきます。

### ■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者個別避難計画支援プラン作成 (延べ人数)	0	0	40	160	180	200
要支援者台帳 (新規人数)	4	13	5	10	10	10

## ウ 防犯対策の推進

高齢者の防犯対策のため、消費生活相談員を配置し、相談対応を強化するとともに、地域に出向き消費者被害の現状や対策についてのセミナーを催していきます。また、高齢者が被害に遭わないように自己防衛を図ることができるよう情報提供や講習会等を通じて、高齢者のための防犯対策を推進していきます。

### ■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
消費生活相談 (人)	30	29	30	30	30	30
消費生活セミナー (回)	1	2	2	2	2	2

## エ 交通安全運動の推進、代替移動手段の検討

一般に、交通事故における死亡者には65歳以上の高齢者が多く、また、交通事故の原因者としても高齢者が多くみられることから、日頃から高齢者の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

高齢者が交通事故の被害者、加害者どちらにもならないよう、高齢者自身の交通安全意識の啓発のため、交通安全講習等を実施します。また、運転者には、交通ルール遵守の徹底、高齢者や子ども等への配慮を呼び掛ける広報やチラシ配布を行うなど、市を挙げて交通安全運動を展開していきます。さらに、近年の高齢ドライバーの事故の多発により、運転免許証の自主返納呼び掛けを強化していきます。併せて、運転免許証を持たない高齢者の代替移動手段としてデマンド型乗り合いタクシー「らくらく号」を活用していただくよう、割引制度（運転免許証を自主返納した高齢者が対象）については、継続していきます。

### ④被災高齢者の支援

東日本大震災による影響から、災害公営住宅などで生活をしている高齢者も多く、そのような方のうちひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も少なくありません。そのため、被災高齢者に対する日常生活での支援や見守り、閉じこもり予防等の取組みを行っており、中央サポートセンターにおいて、市社会福祉協議会と連携して、被災者サポート事業を実施しています。

今後、災害公営住宅や自立再建団地内の高齢者をサポートする体制を維持し、運営していきます。

## 2 生活支援サービスのコーディネート機能の充実

### (1) 生活支援サービス等と利用者のマッチング

高齢者が自分に適した生活支援サービスを利用するためには、利用者とサービスのマッチングが必要です。そのため、生活支援コーディネーター等が生活支援サービスのマッチングを行います。また、高齢者等の日常生活上の「ちょっとした困りごと」を解決するため、住民ボランティアと利用者をマッチングする「有償助け合いサービス ひがまつ・安心サポート」を東松島市社会福祉協議会が実施していることから、マッチングの傾向を集約し、地域に求められているサービスを精査することで、地域のニーズに合ったサービスの提供や創出につなげます。

■事業の実績と実施見込み

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひがまつ・安心サポート活動実績(回)	573	720	877	977	1,077	1,177



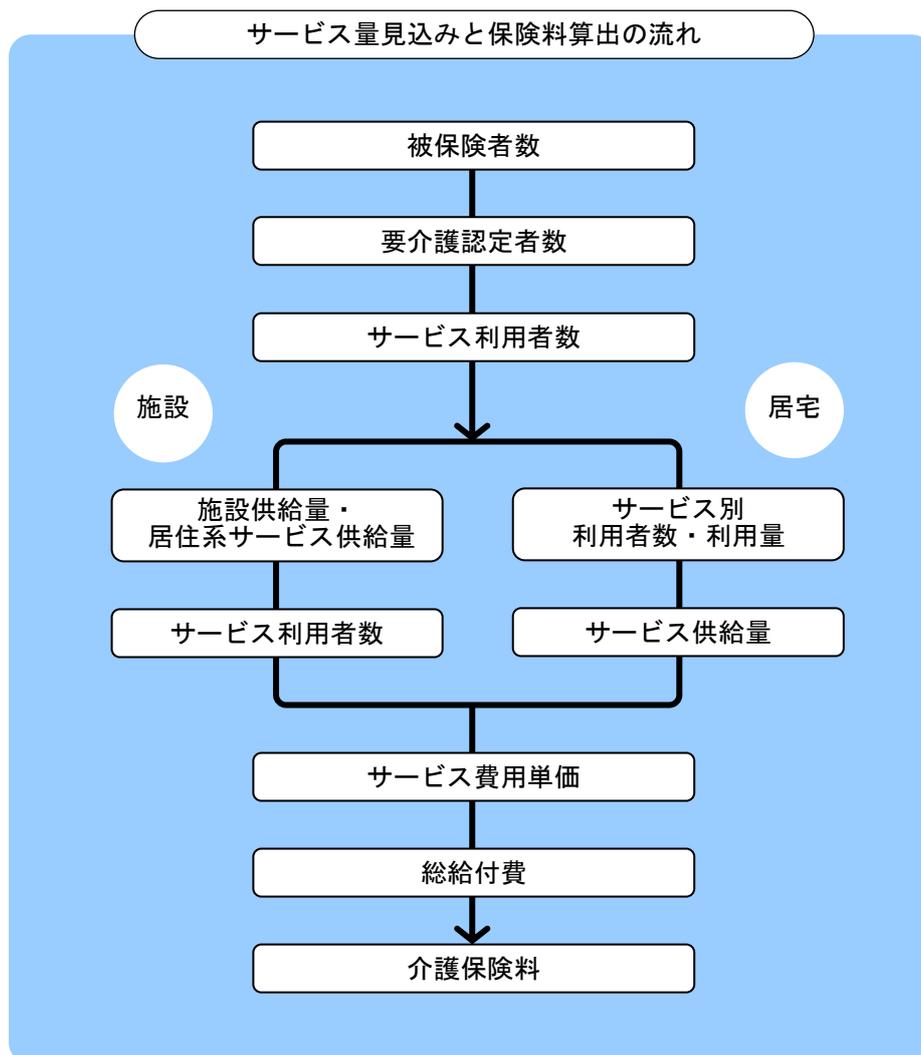
## **第Ⅲ部 介護保険サービス事業量等の見込み**



# 第1章 事業量等見込みの基礎的事項

## 1 事業量等見込みの考え方と流れ

第9期介護保険事業計画の計画期間である令和6年度から令和8年度までの各サービス量については、計画年度における推計高齢者人口や第8期計画期間である令和3年度から令和5年度途中の介護保険サービス利用状況を基に、計画期間における各年度の要介護認定者数と要介護度別の利用率、1人当たりの利用回数等を推計して必要量を求めたものです。



※ 「施設」「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。

## 2 介護保険サービス事業量設定に当たっての基本的な考え方

次章において、介護保険サービスの事業量を設定します。

事業量の設定に当たって、サービス分類ごとの基本的な考え方は以下のとおりです。

サービスの分類				事業量設定の基本的な考え方
居宅サービス	居宅サービス			○ 既存のサービスを活用し、要介護認定者数の推移に合わせて、事業量を設定します。
	サービス名	介護給付	予防給付	
	訪問介護	○		
	訪問入浴介護	○	○	
	訪問看護	○	○	
	訪問リハビリテーション	○	○	
	居宅療養管理指導	○	○	
	通所介護	○		
	通所リハビリテーション	○	○	
	短期入所生活介護	○	○	
	短期入所療養介護	○	○	
	福祉用具貸与	○	○	
	特定福祉用具販売	○	○	
	住宅改修	○	○	
居宅介護支援、介護予防支援	○	○		
居住系サービス	居住系サービス			○ 既存のサービスを活用し、要介護認定者数の推移に合わせて、事業量を設定します。
	サービス名	介護給付	予防給付	
	特定施設入居者生活介護	○	○	
地域密着型サービス	居宅サービス			○ 既存のサービスを活用し、要介護認定者数の推移に合わせて、事業量を設定します。
	サービス名	介護給付	予防給付	
	認知症対応型通所介護	○	○	
	小規模多機能型居宅介護	○	○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		
	夜間対応型訪問介護	○		
	看護小規模多機能型居宅介護	○		
	地域密着型通所介護	○		
	居住系サービス			
	サービス名	介護給付	予防給付	
	認知症対応型共同生活介護	○	○	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	○		
	施設サービス			
	サービス名	介護給付	予防給付	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○			
施設サービス	サービス名	介護給付	予防給付	○ 既存の施設に入所し、令和5年8月時点の入所者数があるまま推移するものとして設定します。 また、周辺地域にも介護老人施設が整備されてきており、第9期計画期間中の新設は行わないものとします。
	介護老人福祉施設	○		
	介護老人保健施設	○		
	介護医療院	○		

## 第2章 介護保険サービスの事業量・事業費の見込み

### 1 居宅介護サービス事業量の見込み

#### (1) 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

##### ○訪問介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	76,712	72,754	76,018	78,809	79,936	82,054	86,368	94,757
利用人数(人/年)	2,939	3,004	3,036	3,156	3,204	3,276	3,468	3,792

#### (2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅での入浴が困難な要介護者の居宅を巡回入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護は、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として行うサービスです。

##### ○訪問入浴介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	2,783	2,416	2,202	2,260	2,302	2,302	2,446	2,732
利用人数(人/年)	522	507	444	456	468	468	492	552

##### ○介護予防訪問入浴介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	54	102	148	148	148	148	148	148
利用人数(人/年)	13	24	36	36	36	36	36	36

### (3) 訪問看護

訪問看護は、主に在宅の重度者の対応を行うもので、医師の判断に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

#### ○訪問看護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	13,077	13,626	14,422	14,870	15,228	15,739	16,416	18,024
利用人数(人/年)	2,043	2,143	2,184	2,256	2,304	2,376	2,484	2,724

#### ○介護予防訪問看護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	3,191	3,095	2,808	2,808	2,855	2,934	3,060	3,265
利用人数(人/年)	486	511	504	504	516	528	552	588

### (4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士等が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うもので、在宅生活を継続していくためには利用が望ましいサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

#### ○訪問リハビリテーション

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	5,808	5,456	5,503	5,698	5,698	6,146	6,403	7,109
利用人数(人/年)	568	529	468	480	480	516	540	600

#### ○介護予防訪問リハビリテーション

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	3,493	2,984	2,327	2,327	2,327	2,425	2,534	2,742
利用人数(人/年)	387	324	264	264	264	276	288	312

### (5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、訪問リハビリテーション同様、地域ケアの推進のために重要なサービスであり、医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者が居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

#### ○居宅療養管理指導

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	2,126	2,048	2,064	2,148	2,184	2,268	2,364	2,604

#### ○介護予防居宅療養管理指導

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	176	118	156	156	156	156	168	180

### (6) 通所介護

通所介護は、居宅サービスで最も利用されているもので、要介護者がデイサービスセンター等に通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。

#### ○通所介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	50,421	50,644	50,596	52,978	53,868	55,120	58,009	63,500
利用人数(人/年)	4,394	4,548	4,368	4,584	4,656	4,752	5,016	5,484

## (7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅生活の維持に向けた機能訓練の役割が大きく、要介護者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

### ○通所リハビリテーション

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	6,246	6,572	6,816	7,094	7,374	7,374	7,804	8,689
利用人数(人/年)	897	919	936	972	1,008	1,008	1,068	1,188

### ○介護予防通所リハビリテーション

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	996	1,160	1,284	1,296	1,320	1,344	1,416	1,488

## (8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、訪問介護、通所介護等とともに、在宅介護の根幹的なサービスであり、要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

### ○短期入所生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用日数(日/年)	12,419	13,221	13,178	14,036	14,312	14,666	15,262	17,227
利用人数(人/年)	1,265	1,258	1,116	1,176	1,200	1,224	1,284	1,440

### ○介護予防短期入所生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用日数(日/年)	559	495	560	560	560	560	628	628
利用人数(人/年)	90	90	108	108	108	108	120	120

### (9) 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

#### ○短期入所療養介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用日数(日/年)	310	398	1,192	1,192	1,192	1,325	1,325	1,418
利用人数(人/年)	58	73	132	132	132	144	144	156

#### ○介護予防短期入所療養介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用日数(日/年)	70	15	0	0	0	0	0	0
利用人数(人/年)	11	4	0	0	0	0	0	0

### (10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、多様な住まいを確保するためのサービスであり、要介護者が有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者が特定施設(介護専用型特定施設を除く)において、介護予防を目的として受けるサービスです。

#### ○特定施設入居者生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	338	275	228	228	228	228	264	288

#### ○介護予防特定施設入居者生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	115	101	108	108	108	108	120	120

## (11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」等の用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

### ○特定施設入居者生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	5,924	6,365	6,180	6,456	6,600	6,732	7,056	7,812

### ○介護予防特定施設入居者生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	3,586	3,905	4,272	4,320	4,380	4,452	4,716	4,956

## (12) 特定福祉用具購入費

福祉用具購入費は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」等、貸与になじまない排せつや入浴に使用する福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

介護予防福祉用具購入費は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

### ○福祉用具購入費

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	101	124	84	84	84	84	84	96

### ○特定介護予防福祉用具購入費

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	71	87	72	72	72	72	72	72

(13) 住宅改修

住宅改修は、「手すりの取り付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取り替え」、「洋式便器等への便器の取り替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

○住宅改修

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	64	56	48	48	48	48	48	48

○介護予防住宅改修

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	70	65	96	96	96	96	96	120

(14) 居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所と連携しながら行います。

○居宅介護支援

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	9,167	9,609	9,588	10,020	10,200	10,392	10,968	12,036

○介護予防支援

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	4,358	4,796	5,148	5,196	5,268	5,364	5,688	5,976

## 2 地域密着型サービス事業量の見込み

### (1) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者がデイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要支援者がデイサービスセンター等に通り、介護予防を目的として受けるサービスです。

#### ○認知症対応型通所介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	1,742	1,747	2,383	2,485	2,485	2,598	2,669	3,013
利用人数(人/年)	240	257	264	276	276	288	300	336

#### ○介護予防認知症対応型通所介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/年)	51	4	0	0	0	0	0	0
利用人数(人/年)	11	1	0	0	0	0	0	0

### (2) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通り」を中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスで、居宅やサービス拠点に通り、若しくは短期間宿泊し、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者が居宅やサービス拠点に通り、若しくは短期間宿泊し、介護予防を目的として、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

#### ○小規模多機能型居宅介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	525	583	492	504	516	552	552	636

#### ○介護予防小規模多機能型居宅介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/年)	139	132	156	156	156	156	180	180

### (3) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が共同生活を営む住居において、介護予防を目的として、入浴や食事の提供等、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

第9期計画では、介護予防・生活支援サービス事業に通所型サービスとして実施します。

#### ○認知症対応型共同生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／年）	512	513	564	564	564	564	648	720

#### ○介護予防認知症対応型共同生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／年）	0	0	0	0	0	0	0	0

### (4) 地域密着型通所介護

通所介護のうち定員が18人以下の事業所については、平成28年度から「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスに分類されました。

#### ○地域密着型通所介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数（回／年）	19,759	18,795	20,179	21,031	21,721	22,093	23,168	25,636
利用人数（人／年）	1,494	1,464	1,584	1,644	1,692	1,716	1,812	1,992

### (5) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

入所定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者を対象に、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。

#### ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／年）	0	0	0	0	0	0	0	0

## (6) その他のサービス

以下のサービスについては、市内に提供事業者がないことから、第9期計画期間中には利用を見込まないものとします。ただし、長期的に高齢者人口の増加が見込まれることから、必要な事業の種類を選定、事業者の確保等について、準備を進めていきます。

サービスの種類	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護は、要介護者を対象に、夜間定期的な巡回訪問により、または、通報を受け、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者を対象に、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

### 3 施設サービス事業量の見込み

#### (1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を受けられます。

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／年）	1,941	1,924	2,112	2,112	2,112	2,112	2,388	2,700

#### (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話等を受けられます。

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／年）	1,896	1,861	2,100	2,100	2,100	2,100	2,412	2,700

#### (3) 介護医療院

介護医療院は、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

単位	実績		見込み	計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／年）	26	31	48	48	48	48	48	60

#### 4 介護（予防）給付費の見込み

厚生労働省が運用している「地域包括ケア「見える化」システム」により推計した各サービス見込み量を基に、令和6年度から令和8年度までの各サービスの給付費を算出した結果、介護保険サービスに係る総給付費の見込みは、次のようになります。

##### (1) 介護サービスの給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	238,898	242,692	249,189
訪問入浴介護	27,817	28,372	28,372
訪問看護	75,721	77,621	80,325
訪問リハビリテーション	17,916	17,938	19,348
居宅療養管理指導	14,827	15,088	15,668
通所介護	416,675	424,390	435,550
通所リハビリテーション	67,424	70,479	70,479
短期入所生活介護	125,048	127,687	130,970
短期入所療養介護	12,541	12,557	14,134
福祉用具貸与	87,254	89,187	91,345
特定福祉用具購入費	2,970	2,970	2,970
住宅改修費	4,250	4,250	4,250
特定施設入居者生活介護	44,182	44,238	44,238
居宅介護支援	155,988	159,093	162,298
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	179,708	185,978	189,407
認知症対応型通所介護	27,654	27,689	28,863
小規模多機能型居宅介護	111,584	115,088	122,007
認知症対応型共同生活介護	147,403	147,590	147,590
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	562,324	563,035	563,035
介護老人保健施設	593,314	594,064	594,064
介護医療院	18,321	18,344	18,344
<b>介護サービスの総給付費</b>	<b>2,931,819</b>	<b>2,968,350</b>	<b>3,012,446</b>

## (2) 介護予防サービスの給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	1,237	1,238	1,238
介護予防訪問看護	9,982	10,172	10,447
介護予防訪問リハビリテーション	6,420	6,428	6,705
介護予防居宅療養管理指導	1,320	1,322	1,322
介護予防通所リハビリテーション	41,465	42,262	43,006
介護予防短期入所生活介護	3,942	3,947	3,947
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	28,577	28,957	29,428
特定介護予防福祉用具購入費	2,079	2,079	2,079
介護予防住宅改修	7,942	7,942	7,942
介護予防特定施設入居者生活介護	7,653	7,662	7,662
介護予防支援	24,099	24,464	24,910
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,634	11,649	11,649
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防サービスの総給付費	146,350	148,122	150,335

### 第3章 地域支援事業の事業量・事業費の見込み

#### 1 地域支援事業の事業量設定に当たっての基本的な考え方

次項において、地域支援事業の事業量を設定します。

事業量の設定に当たって、事業分類ごとの基本的な考え方は以下のとおりです。

事業の分類		事業量設定の基本的な考え方
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的に実施する取組みと連携し、令和6年度以降は、各年度安定的な講座の開催を目指します。
	介護予防普及啓発事業	
	地域介護予防活動支援事業	○ 住民主体のいきいき百歳体操が、各年度安定的に活動できるよう支援し、参加率を維持します。 ○ 「主観的健康感が低い高齢者の割合」、「転倒に対する不安がある高齢者の割合」、「週に1回以上外出している高齢者の割合」の改善を図ります。
	介護予防・生活支援サービス事業	○ 従来の予防給付に相当する訪問介護、通所介護は、要支援認定者の推移に合わせて、利用者数も推移するものとします。
	訪問型サービス	
	訪問介護	
	訪問型サービスA	
	訪問型サービスB	
	通所型サービス	
	通所介護	
通所型サービスA		
通所型サービスB		
介護予防ケアマネジメント		
包括的支援事業	総合相談支援事業	○ 高齢者の増加に伴い、相談件数も増加するものとします。 ○ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保を図るとともに、重層的支援体制整備事業において、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を目指します。
任意事業	介護給付適正化等事業	○ 主要適正化事業として設定されている3事業は、毎年度、一定量のチェック・点検作業等を行うものとします。

## 2 地域支援事業の事業量の見込み

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ①一般介護予防事業

##### ア 介護予防普及啓発事業

健康づくり・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布や講座等を開催し、地域における自主的な環境づくり・介護予防の活動を支援していく事業です。

	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座	開催回数 (回)	29	30	71	75	75	75
	参加延人数 (人)	450	465	1,137	1,200	1,200	1,200

##### イ 地域介護予防活動支援事業

健康づくり・介護予防に関する知識向上のための研修会等を実施し、ボランティアが地域で活動できるよう支援する事業です。

	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体の いきいき 百歳体操	活動 団体数 (団体)	65	66	68	69	70	71
	活動 参加数 (人)	1,361	1,373	1,406	1,427	1,448	1,469
	活動 参加率 (%)	11.5	11.5	11.8	11.9	12.1	12.2
ふまねっと介護予防 教室活動参加者数 (人)		1,047	857	800	850	850	850

②介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 訪問介護（介護予防訪問介護）

訪問介護事業者の訪問介護員による、身体介護や生活援助などを基本としたサービスです。従来の「介護予防訪問介護」に相当するサービスです。

(イ) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

訪問介護事業者以外の事業者による、生活援助を中心としたサービスです。

(ウ) 訪問型サービスB（住民主体による支援）

住民主体の自主活動による、生活援助等のサービスです。

	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護（介護予防訪問介護）	人／年	1,578	1,591	1,701	1,800	1,900	2,000
訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）	人／年	—	—	—	—	—	—
訪問型サービスB （住民主体による支援）	人／年	—	—	—	—	—	20

イ 通所型サービス

(ア) 通所介護（介護予防通所介護）

通所介護事業者による、生活機能の向上のための機能訓練などを基本としたサービスです。従来の「介護予防通所介護」に相当するサービスです。

(イ) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

通所介護事業者以外の事業者による、ミニデイサービスや運動・レクリエーションなどのサービスです。

(ウ) 通所型サービスB（住民主体による支援）

住民主体による、体操・運動などを自主的な通いの場で行うサービスです。

	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護（介護予防通所介護）	人／年	3,076	2,942	3,138	3,200	3,400	3,600
通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	人／年	—	—	—	—	—	—
通所型サービスB （住民主体による支援）	人／年	—	—	—	—	—	—

## ウ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントとは、事業対象者が介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを利用する際に、ケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防件数	件/年	388	378	403	410	410	410

## (2) 包括的支援事業

### ①地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域の高齢者の身近なワンストップ窓口として、介護・介護予防・生活支援・権利擁護・社会参加・ボランティアサービス等に関する様々な相談支援やサービス調整、助言、情報提供を行います。

その際、センターの専門職がチームアプローチにより対応します。障がい者・生活困窮者等の多世代・多問題に及ぶ相談には、障がい相談支援事業所や東松島市くらし安心サポートセンター等と連携し、多機関協働による包括的な支援を行います。

単位	実績		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談対応延べ件数 (件) ※総合相談+権利擁護	20,292	29,019	30,786	31,709	32,660	33,640

## (3) 任意事業

### ①介護給付適正化等事業

事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等を抑制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、給付内容の審査を行います。

主要適正化事業として設定されている「認定調査状況チェック」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査状況チェック	件	0	0	0	0	0	0
ケアプランの点検	件	0	0	0	2	2	2
医療情報との突合・縦覧点検	件	12	12	12	12	12	12

### 3 地域支援事業の事業費の見込み

地域支援事業の事業費を以下のとおり設定します。

(単位：千円)

	実績		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防・日常生活支援 総合事業費	132,475	125,480	140,586	135,860	137,791	139,477
包括的支援事業 (地域包括支援センター の運営) 及び任意事業費	72,873	67,811	76,824	76,924	76,924	76,924
包括的支援事業 (社会保障充実分)	21,285	30,037	49,043	49,043	49,043	49,043
合計	226,633	223,328	266,453	261,827	263,758	265,444

※千円で四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります。

## 第4章 介護保険料の設定

### 1 標準給付費見込額の算出

介護保険サービス、介護予防サービスの各給付費に、「特定入所者介護（支援）サービス費」「高額介護サービス費」「高額医療合算介護サービス費等給付額」「審査支払手数料」を加えた「標準給付費見込額」は下表のとおりです。

（単位：円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護保険サービス給付費	2,931,819,000	2,968,350,000	3,012,446,000	8,912,615,000
介護予防サービス給付費	146,350,000	148,122,000	150,335,000	444,807,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	110,044,862	111,882,792	113,535,555	335,463,209
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	70,585,156	71,773,857	72,834,119	215,193,132
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,636,982	7,754,719	7,869,274	23,260,975
算定対象審査支払手数料	3,137,520	3,185,880	3,232,920	9,556,320
<b>標準給付費見込額計</b>	<b>3,269,573,520</b>	<b>3,311,069,248</b>	<b>3,360,252,868</b>	<b>9,940,895,636</b>

## 2 第9期計画期間保険料の算出

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護保険料について、標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに介護給付費財政調整基金から108,252千円を取り崩し、第1号被保険者負担分の軽減を図った結果、下表のとおり、保険料基準額（月額）を5,900円としました。

項目	概要	金額
給付費等総額（A）	第9期計画期間（3年間）の給付費等の総額 $A = B + C$	10,731,924,258円
標準給付費見込額（B）		9,940,895,636円
地域支援事業費（C）		791,028,622円
介護予防・日常生活支援 総合事業費（Ca）		413,127,622円
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営）及び 任意事業費		230,772,000円
包括的支援事業 （社会保障充実分）		147,129,000円
第1号被保険者負担相当額（D）	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 $D = A \times 23\%$	2,468,342,579円
調整交付金	全国の市町村間の保険料負担の格差是正のため、 所得水準や年齢構成に合わせて国が負担する交付 金	
調整交付金相当額（E）	基本的な金額 $E = (B + Ca) \times 5\%$	517,701,163円
調整交付金見込額（F）	本市にける交付見込額。 令和6年度：3.50%、令和7年度：3.58%、 令和7年度：3.74%を想定	373,549,000円
財政安定化基金	市町村における財政不足を一時的に補うため、都道 府県単位で設置する基金	
財政安定化基金償還金（G）	財政安定化基金からの借り入れを返済するための 費用	0円
介護給付費財政調整基金取崩額 （H）	第1号被保険者から徴収した介護保険料の余剰分 を積み立てた「介護給付費財政調整基金」から取り 崩し	108,252,000円
保険料収納必要額（I）	$I = D + E - F + G - H$	2,504,242,742円
予定保険料収納率（J）	令和3年度、令和4年度の徴収実績を基に設定	98.0%
予定保険料収納額（K）	$K = I / J$	2,555,349,737円
所得段階別加入割合補正後被保 険者数（L）	所得段階ごとの負担割合（0.455～2.400）を被保険 者数に換算した人数	36,092人
保険料基準額（月額）（M）	1か月当たりの第1号被保険者基準保険料 $M = K / L / 12$	<b>5,900円</b>

### 3 各所得段階別の年間保険料

段階	各段階の所得区分		計算方法	保険料年額 (月額)	
第1段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.455	32,208円 (2,684円)
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額× 0.685	48,492円 (4,041円)
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額× 0.690	48,852円 (4,071円)
第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.900	63,720円 (5,310円)
<b>第5段階</b>			<b>本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える</b>	<b>基準額× 1.000</b>	<b>70,800円 (5,900円)</b>
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満		基準額× 1.200	84,960円 (7,080円)
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満		基準額× 1.300	92,040円 (7,670円)
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満		基準額× 1.500	106,200円 (8,850円)
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満		基準額× 1.700	120,360円 (10,030円)
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満		基準額× 1.900	134,520円 (11,210円)
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満		基準額× 2.100	148,680円 (12,390円)
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満		基準額× 2.300	162,840円 (13,570円)
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上		基準額× 2.400	169,920円 (14,160円)



## 資料編



# 1 東松島市附属機関設置条例

令和2年3月12日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又はこれに基づく政令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関（以下「附属機関」という。）を置き、その名称、担任する事務、人数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員その他の構成員（第6条を除き、以下単に「委員」という。）は、執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては、教育委員会。農業委員会に設置する附属機関にあっては、農業委員会会長。以下次条第2項において同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(特別委員等)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査し、若しくは審議する必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、前条に定める委員のほか、特別委員又は専門委員（以下「特別委員等」という。）を置くことができる。

2 特別委員等は、学識経験のある者その他の執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員等は、その調査又は審議が終了したときに解職され、又は解任されるものとする。

(部会)

第5条 附属機関の長は、当該附属機関の会議における特別の事項を調査し、又は審議する必要があると認めるときは、当該附属機関に部会その他のこれに類する合議制の組織（以下単に「部会」という。）を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密保持義務)

第6条 委員（前条の部会の委員及び法令等の定めにより置かれる附属機関の委員、特別委員その他委員を含む。）は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(東松島市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) ～ (6) 略

(7) 東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会条例(平成17年東松島市条例第23号)

(8) ～ (18) 略

3～ 略

別表 (第2条関係)

執行機関	名称	担任する事務	人数	任期
市長	略			
	東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会	市における高齢者及び要介護者の現状と課題等を踏まえて策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について審議する。	20人以内	3年
	略			

## 2 東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会に関する管理運営規則

令和2年3月31日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松島市附属機関設置条例（令和2年東松島市条例第21号）別表に掲げる東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 民生・児童委員
- (4) 地域住民関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長等)

第3条 審議会に、会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初に行われる会議は市長が招集する。

2 会議は、会長その他の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部高齢障害支援課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月12日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 3 東松島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会委員名簿

任期：令和5年1月1日から令和6年12月31日まで

	選出区分	役職名	氏名	備考
1	学識経験を有する者	精神科医 ひかりサンテクリニック院長	加藤 光三	
2		認知症地域支援推進委員	高橋 恵美子	
3		学校法人 東北文化学園大学 経営法学部経営法学科教授 地域連携センター長	加藤 由美	
4		前民生・児童委員	齋藤 あや子	会長職務代理
5	福祉団体	東松島市社会福祉協議会 事務局次長	千葉 貴弘	
6		特別養護老人ホーム やもと赤井の里施設長	土井 孝博	会長
7		居宅介護支援事業所 花いちもんめ管理者	大森 千代子	
8		障がい者相談支援事業所 「とも」代表	神童 みえ子	
9	民生委員	民生・児童委員	高山 實	
10	地域の代表者	新道町内会自治会会長	片岡 健治	

### 3 計画の策定経過

日 程	内 容
令和5年1月26日	令和4年度第1回審議会 協議事項：令和3年度の実績に係る分析 計画策定の流れ スケジュール
令和5年8月3日	令和5年度第1回審議会 協議事項：基礎調査結果報告 アンケート調査結果報告 現行計画の評価結果報告 課題の整理結果報告
令和5年11月16日	令和5年度第2回審議会 協議事項：計画素案の検討 介護保険サービス見込み案
令和5年12月27日 ～令和6年1月25日	パブリックコメントの実施
令和6年2月22日	令和5年度第3回審議会 協議事項：パブリックコメント結果報告 計画書の検討、承認



東松島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日 令和6年3月

編集・発行 東松島市 高齢障害支援課 高齢介護係

住所 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

電話番号 0225-82-1111 (代表)

F A X 0225-82-1392

E - m a i l kaigo@city.higashimatsushima.miyagi.jp

U R L <https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>

